

## 第4編 地震災害応急対策

## 第1章 初動期の活動

### 第1節 組織動員

#### 第1 災害警戒本部

市域（近隣市町域）に震度4の地震が発生した場合及び津波予報区大阪府に津波警報が発表された場合において、災害情報の収集・伝達など、警戒体制の確立を図るとともに、災害対策本部体制への移行を検討する。

ただし、津波注意報が発表された場合は、総務班、土木班において情報収集・伝達を行う。

##### 1 災害警戒本部の配備基準

- (1) 市域（近隣市町域）で震度4の地震が発生したとき。
- (2) 津波予報区大阪府に津波警報が発表されたとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

##### 2 災害警戒本部の体制

本部長	総務部長
構成員	市長直轄理事、市長直轄副理事、総務部理事、事業部長、人事課長、人事課長代理、危機管理課長、危機管理課の担当職員

##### 3 災害警戒本部の設置

災害警戒体制における本部（災害警戒本部）は、総務部危機管理課に設置する。

##### 4 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部は、次の場合に廃止する。

- (1) 災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき。
- (3) 災害の発生するおそれなくなったとき。
- (4) 総務部長が適当と認めたとき。

##### 5 総務部長が不在の場合の措置

総務部長が不在又は何らかの事情でその職務を遂行できない場合は、事業部長が代行す

る。

## 6 災害警戒体制時の処理事項

災害対策本部設置及び本部体制への移行を踏まえて、次の事項を実施する。

### (1) 災害情報の収集・伝達

- ア 地震津波情報の収集
- イ 津波情報の沿岸部への緊急伝達
- ウ 火災等二次災害の状況及び見通しの把握
- エ 災害危険箇所等の巡視・警戒結果の把握
- オ 被害情報の把握
- カ 収集した情報の整理検討
- キ 災害応急対策の実施状況の把握
- ク 防災関係機関との情報連絡活動
- ケ その他、総務部長が必要と認める事項

### (2) 災害応急対策の実施

- ア 災害応急対策活動実施の必要性の検討と、本部設置に至らないことの検討
- イ 警戒体制要員への配備指令
- ウ 必要な災害対策活動の指示・実施
- エ 防災関連機関との連絡調整
- オ その他、総務部長が必要と認める事項

### (3) 災害対策本部設置の検討・準備

- ア 災害対策本部設置及び配備体制の検討
- イ 市長ほか本部構成員への連絡
- ウ 本部室の準備

## 第2 災害対策本部

市長は、市域（近隣市町域）に震度5弱以上の地震が発生した場合、「阪南市災害対策本部条例（昭和47年条例第9号）」に基づき、市災害対策本部を設置する。

### 1 災害対策本部の設置基準

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 市域（近隣市町域）に震度5弱以上の地震が発生したとき。</li><li>(2) 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。</li><li>(3) その他市長が必要と認めたとき。</li></ol> |
|--|

### 2 災害対策本部設置の決定

災害対策本部の設置については、次の要領で決定する

- (1) 市長は、上記の基準に該当するような災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災対策を推進する必要があると認めたときは、災害対策本部を設置する。
- (2) 災害対策本部の設置場所は、阪南市役所（第2会議室）に置く。ただし地震災害の規模その他の状況により、本部の移動が必要と認めるときは、サラダホール内に設置するものとする。この場合、各関係機関に連絡する。

### 3 災害対策本部の廃止基準

市災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 予想された地震災害の危険が解消したとき。</li><li>(2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。</li><li>(3) 市長が適当と認めたとき。</li></ol> |
|--|

### 4 市長が不在の場合の措置

市長が不在又は何らかの事情でその職務を遂行できない場合は、助役が、助役不在の場合は収入役が、収入役不在の場合は教育長が代行する。

### 5 災害対策本部の設置及び廃止の通知

#### (1) 設置及び廃止の通知等

災害対策本部を設置したときは、総務部長は、直ちにその旨を次の関係機関に通知、公表するとともに、「阪南市災害対策本部」の標識を市役所本庁正面玄関に掲示する。

なお、廃止した場合についてもこれに準じて行う。

表 災害対策本部設置・廃止の通知先

機 関 名	連絡担当者
市役所内各部・各機関の長 阪南市議会議長・消防団長	本部連絡員
大阪府知事	本部連絡員
泉南警察署長	本部連絡員
阪南市防災会議委員	本部連絡員
周辺市町村長	本部連絡員
報道機関	広報班

## 6 災害対策本部の運営

### (1) 災害対策本部の組織

災害対策本部（以下、本部という）組織は次のとおりである。

- ア 本部長 市長（以下、本部長という）
- イ 副本部長 助役、収入役、教育長（以下、副本部長という）
- ウ 本部長 市長直轄理事、市長直轄副理事、総務部長、総務部理事、市民部長、保健福祉部長、学校教育部長、生涯学習部長、事業部長、上下水道部長、議会事務局長、行政委員会事務局長、市立病院事務局長
- エ その他の職員

本部員であるものの属する部、室、局の職員、その他をもって充てる。

\* 資料 阪南市災害対策本部条例【巻末資料4 参照】

### (2) 本部会議

- ア 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- イ 本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。

- (ア) 災害応急対策の基本方針に関すること。
- (イ) 動員配備体制に関すること。
- (ウ) 各部班間の連絡調整事項の指示に関すること。
- (エ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (オ) 国、大阪府及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (カ) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用要請に関すること。
- (キ) 他市町村への応援要請に関すること。
- (ク) 大阪府が現地災害対策本部を設置した場合には、その組織との連携に関すること。

(3) 災害対策本部の構成

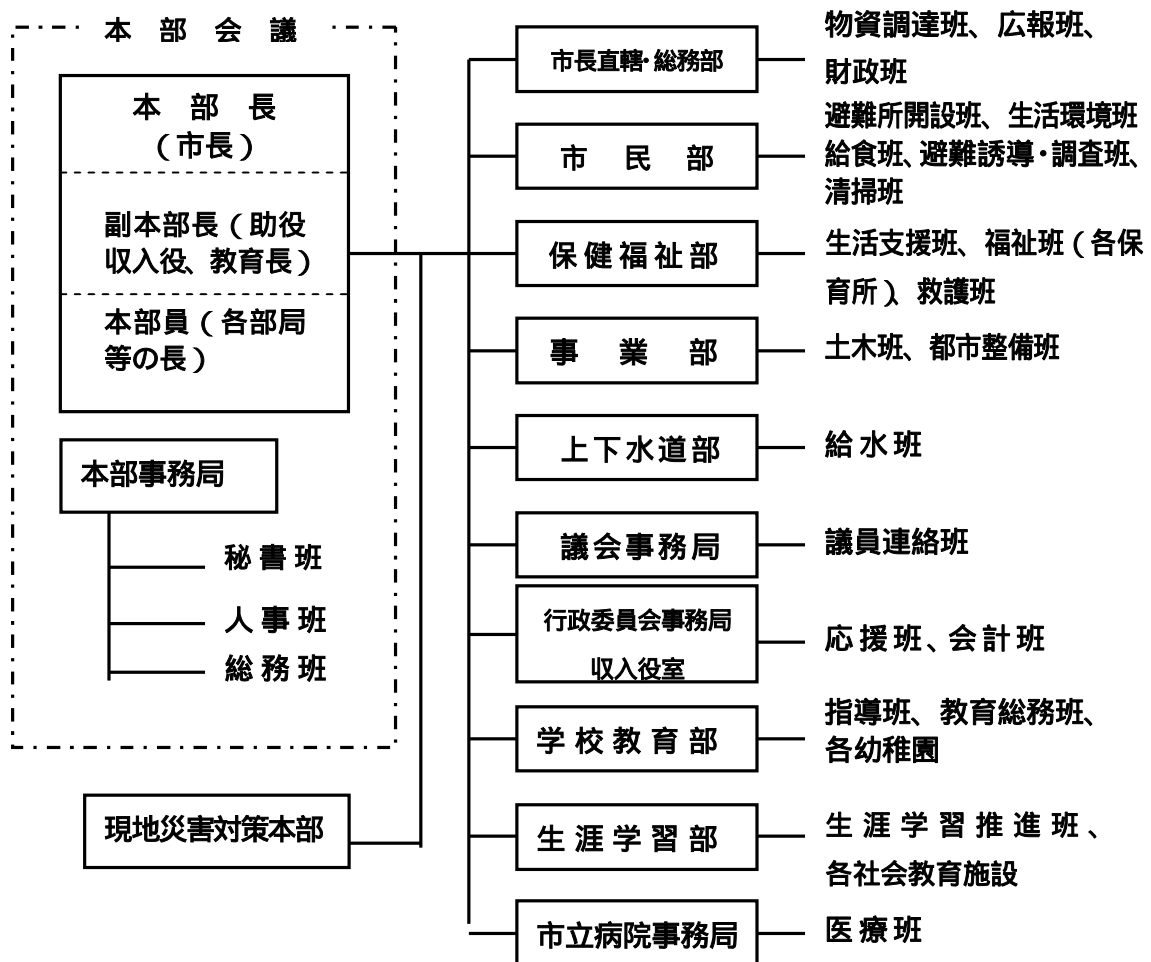


図 阪南市災害対策本部構成

(4) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、以下とおりである。

表 災害対策本部事務分掌

市長直轄

班名(課名)	事 務 分 掌
<b>秘書班</b> (秘書室)	ア 本部長、副本部長の秘書に関する事。 イ 本部長、副本部長の現地視察及び災害見舞に関する事。 ウ 災害視察者、調査団の受入れ及び応接に関する事。
<b>人事班</b> (人事課)	ア 職員の動員及び配置に関する事。 イ 職員再配置及び各部各班の調整に関する事。 ウ 各部各班の活動状況の把握に関する事。 エ 災害対策要員の確保に関する事。 オ 職員の給与に関する事。 カ 被災職員、家族の調査及び応援に関する事。 キ 市長直轄に係わる災害情報の収集及び伝達に関する事。 ク 市町村への応援の依頼、受入れ、連絡調整に関する事。 ケ 市長直轄内の支援・協力に関する事。
<b>物資調達班</b> (政策企画推進課)	ア 救護食料(米、パン、乾パン、農産青果物等)の確保及び取扱機関との連絡に関する事。 イ その他生活必需品(被服、寝具、衣料、日用品、副食物等)の確保及びあっせんに関する事。 ウ 同期市自治体との災害時相互連絡調整に関する事。

総務部

班名(課名)	事 務 分 掌
<p><b>総務班</b> (危機管理課) (総務課) (市民活動支援課) (人権推進課) (環境センター推進室)</p>	<p>ア 庁舎施設の管理に関すること。                      イ 緊急輸送体制の確立に関すること。                      ウ 市有財産の被害調査の総括に関すること。                      エ 災害時用臨時ヘリポートの設置に関すること。                      オ 公用車両の確保及び配車に関すること。                      カ 車両の借上げ及び輸送機関との連絡に関すること。                      キ 災害に関する文書收受及び発送に関すること。                      ク 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関すること。                      ケ 総務部に係わる災害情報の収集及び伝達に関すること。                      コ 救助物資及び緊急資材の購入契約に関すること。                      サ 災害対策本部、現地災害対策本部の設置及び廃止に関すること。                      シ 配備指令及び本部命令の伝達に関すること。                      ス 災害救助法適用に関すること。                      セ 災害に関する予報、警報、災害情報、被害情報の収集及び伝達に関すること。                      ソ 災害対策本部会議に関すること。                      タ 防災会議に関すること。                      チ 避難勧告及び指示に関すること。                      ツ 府への応援の依頼、受入れ、配置及び応援の調整に関すること。                      テ 被害最終報告書の作成に関すること。                      ト 防災システムへの運用統制及び緊急通信に関すること。                      ナ 防災関係機関との情報交換及び連絡調整に関すること。                      ニ 自衛隊への派遣要請に関すること。                      ニ 泉南警察署との連絡に関すること。                      ネ 防災訓練に関すること。                      ノ 災害用物資の備蓄に関すること。                      ハ 自主防災組織に関すること。                      ヒ 防災行政無線の管理運営に関すること。                      フ 被害調査状況等の収集及び報告に関すること。                      ヘ 被災者の災害相談窓口に関すること。                      ホ 消防団員の動員に関すること。                      マ 災害応急対策の企画に関すること。                      ミ 救援、復興の企画立案に関すること。                      ム 防災対策の企画に関すること。                      メ 防災ボランティア(有資格者等)の登録・連絡調整に関すること。                      モ 総務部内の支援・協力に関すること。</p>



班名(課名)	事務分掌
<b>財政班</b> (財政課)	ア 災害対策予算に関すること。 イ 災害に伴う財政計画に関すること。 ウ 義援金品の分配に関すること。
<b>広報班</b> (市民の声をきく課)	ア 災害に関する広報に関すること。 イ 避難勧告、指示等に係る緊急広報、周知に関すること。 ウ 報道機関への情報提供及び連絡に関すること。 エ 災害情報の提供に関すること。 オ 災害の記録写真の作成に関すること。 カ 報道情報の収集に関すること。 キ 民間協力団体(自治会)の受入れに関すること。

市民部	
班名(課名)	事 務 分 掌
<b>避難所開設班</b> (商工観光課)	ア 避難所(住民センター)開設のための情報収集及び選定に関する こと。 イ 避難所(住民センター)の開設及び収容に関すること。 ウ 商工業関係の被害調査、応急救済及び援助に関すること。 エ 災害救助に係る労働者の確保に関すること。 オ 被災商工業者に対する融資に関すること。 カ 中小企業の災害復旧資金に関すること。
<b>生活環境班</b> (生活環境課)	ア し尿の応急処理に関すること。 イ し尿処理施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ウ 仮設トイレの設置に関すること。 エ 死体の収容及び埋葬に関すること。 オ 災害時における産業廃棄物に関すること。
<b>給食班</b> (市民課)	ア 被災者に対する給食計画及び給食物資の調達に関すること。 イ 給食用資材の確保及び配分に関すること。 ウ 炊き出し記録整理に関すること。 エ 市民部に係わる災害情報の収集及び応急対策に関すること。 オ 市民部内の支援・協力に関すること。
<b>避難誘導・調査班</b> (税務課)	ア 災害による土地、家屋、設備等の被害調査及び確認に関すること。 イ 被災者の被害調査及び確認に関すること。 ウ 災害に伴う市税の減免に関すること。 エ リ災証明書等災害に係る諸証明の発行に関すること。 オ 地図への災害情報の記入に関すること。 カ 避難誘導に関すること。
<b>清掃班</b> (資源対策課)	ア ごみ、瓦礫の応急処理に関すること。 イ 清掃施設等の被害調査及び応急対策に関すること。

保健福祉部	
班名(課名)	事務分掌
生活支援班 (生活支援課)	<p>ア 被災者の援護状況の調査、処置に関すること。</p> <p>イ 生活保護世帯の被災状況調査に関すること。</p> <p>ウ 災害見舞金等の支給に関すること。</p> <p>エ 日本赤十字社(赤十字奉仕団)との連絡調整に関すること。</p>
福祉班 (市民福祉課) (こども家庭課) (介護保険課) (各保育所) (たんぼぼ園) (老人福祉センター)	<p>ア 福祉施設通所・入所者の安全確保及び施設の保全に関すること。</p> <p>イ 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>ウ 被災した障害者、高齢者等の保護に関すること。</p> <p>エ コミュニケーション障害支援体制に関すること。</p> <p>オ 保育施設の被害調査、安全確認及び応急復旧に関すること。</p> <p>カ 災害時要援護者の掌握及び保健福祉部内の支援に関すること。</p> <p>キ 災害時要援護者の被災状況調査と相談に関すること。</p> <p>ク 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。</p> <p>ケ ボランティアの活動環境の整備及び受け入れに関すること。</p> <p>コ 災害時要援護者への支援活動に関すること。</p> <p>サ 災害時用援護者の安否確認実施マニュアルの運用に関すること。</p> <p>シ 保健福祉部に係わる災害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>ス 保健福祉部内の支援・協力に関すること。</p> <p>セ 避難誘導及び福祉避難所(老人福祉センター)の開設、収容に関すること。</p>
救護班 (保険年金課) (健康増進課)	<p>ア 医療救護班の受入れ・調整に関すること。</p> <p>イ 被災者の救護計画の作成及び総括に関すること。</p> <p>ウ 負傷者の搬送に関すること。</p> <p>エ 負傷者の一次救護に関すること。</p> <p>オ 緊急通行車両に関すること。</p> <p>カ 衛生医薬品等の確保及び配分に関すること。</p> <p>キ 医療救護機関及び保健所との連絡調整に関すること。</p> <p>ク 感染症病患者の輸送に関すること。</p> <p>ケ 被災地の防疫に関すること。</p> <p>コ 防疫資材の管理及び調達に関すること。</p> <p>サ 被災地の保健衛生に関すること。</p> <p>シ 病院、診療所への収容及び予防衛生に関すること。</p> <p>ス 健康相談に関すること。</p> <p>セ 被災者及び家族からの心理相談に関すること。</p>

<b>事業部</b>	
班名(課名)	事 務 分 掌
<b>土木班</b> (建設課) (農林水産課) (管理課)	ア 応急仮設住宅の建設に関すること。 イ 市施設建築物の応急修理に関すること。 ウ 市施設建築物の災害復旧に要する資材の調達及び供給に関すること。 エ 道路、住居及び河川内の障害物の除去に関すること。 オ 河川、水路等の被害調査及び応急対策に関すること。 カ 道路、橋りょう等公共土木施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 キ 公園施設、街路樹の被害調査及び応急復旧に関すること。 ク 避難経路の指示と誘導に関すること。 ケ 緊急交通路の維持補修に関すること。 コ 土砂災害の被害調査及び応急措置に関すること。 サ 樋門、排水ポンプ等の管理運用、被害状況調査及び修理に関すること。(樋門等の開閉に関すること。) シ 緊急時における作業員の雇入れに関すること。 ス 水防活動に関すること。 セ 道路交通規制及び交通対策に関すること。 ソ 交通事情の情報収集に関すること。 タ 大規模災害時における倒壊家屋の撤去に関すること。 チ 大阪府(岸和田土木事務所)との連絡調整に関すること。 ツ 建設工事事業者への協力依頼に関すること。 テ 重機、資機材、要員等の手配に関すること。 ト 公共建築物の耐震化の設計施工に関すること。 ナ 災害応急対策実施状況のとりまとめに関すること。 ニ 農林水産業関係の被害調査及び応急救済及び援助に関すること。 ヌ 漁港等の被害調査及び応急措置に関すること。 ネ 被災農林水産業者に対する融資に関すること。 ノ 大阪府(泉州農と緑の総合事務所) 土地改良区等との連絡調整に関すること。 ハ 事業部に係わる災害情報の収集及び伝達に関すること。
<b>都市整備班</b> (都市整備課) (箱作土地区画整理事務所)	ア 住宅造成に伴う開発地域の二次災害予防及び災害復旧についての行政指導、並びに大阪府(審査指導課)との連絡調整に関すること。 イ 建設施設、設備の危険防止措置に関すること。 ウ 事業部内の支援・協力に関すること。 エ 被災者への食料、生活必需品(義援物資含む)の供給に関すること。 オ 応急危険度判定等の連絡調整に関すること。

収入役室

班名(課名)	事務分掌
会計班 (会計課)	ア 災害関係資金の収支及び審査に関する事。 イ 見舞金、義援金品等の受付、保管並びに受払記録に関する事。

上下水道部

班名(課名)	事務分掌
給水班 (水道業務課) (水道工務課) (下水道課)	ア 応急給水計画の作成に関する事。 イ 断水地区への応急給水作業の実施に関する事。 ウ 水道及び給水に係わる広報活動に関する事。 エ 水道用資材の管理に関する事。 オ 関係機関との連絡に関する事。 カ 上下水道部に係わる災害情報の収集及び伝達に関する事。 キ 水道施設の災害調査及び応急復旧に関する事。 ク 市内の水道被害状況調査及び報告に関する事。 ケ 送配水管の応急復旧に関する事。 コ 給水装置の応急復旧に関する事。 サ 市内の水質検査及び飲料水の確保に関する事。 シ 上水道及び下水道工事事業者の非常招集及び指揮監督に関する事。 ス 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。

市立病院事務局

班名(課名)	事務分掌
医療班 (市立病院事務局)	ア 医療救護班の編成に関する事。 イ 医療救護活動に関する事。 ウ 災害救助法による医療及び助産に関する事。 エ 市立病院の被害調査及び応急措置に関する事。 オ 市立病院の防災対策に関する事。 カ 入院患者の保護に関する事。 キ 市立病院に係わる災害情報の収集及び伝達に関する事。

**学校教育部**

班名(課名)	事務分掌
<b>教育総務班</b> (教育総務課) (学校給食センター) (各幼稚園)	ア 教育関係機関との連絡に関する事。 イ 教育関係施設等の被害記録の整備に関する事。 ウ 避難所(小学校、中学校)開設のための情報収集及び選定に関する事。 エ 避難所(小学校、中学校)の開設及び収容に関する事。 オ 教育施設の被害調査及び応急修理に関する事。 カ 教育施設の災害復旧計画の樹立及び事後処理に関する事。 キ 教育委員会に係わる災害情報の収集及び伝達に関する事。 ク 児童及び生徒への応急給食に関する事。 ケ 被災者への炊出し、給食業務者の協力に関する事。
<b>指導班</b> (学校教育課)	ア 園児、児童、生徒の被害調査及び応急措置に関する事。 イ 園児、児童、生徒の避難場所の選定及び避難誘導並びに収容に関する事。 ウ 被災児童、生徒に対する教材及び学用品の支給に関する事。 エ 応急教育に関する事。

**生涯学習部**

班名(課名)	事務分掌
<b>生涯学習推進班</b> (生涯学習推進課) (文化センター) (図書館) (スポーツ振興課) (尾崎公民館) (西鳥取公民館) (東鳥取公民館)	ア 社会教育施設の防災及び施設の被害状況の調査に関する事。 イ 社会教育施設の災害復旧計画の樹立及び事後処理に関する事。 ウ 文化財の被害調査及び応急対策に関する事。 エ 地域協力団体(婦人会等)との連絡に関する事。 オ 海外からの支援に関する事。 カ ボランティアの活動拠点(西鳥取公民館)に関する事。 キ 救援物資輸送拠点(総合体育館)に関する事。

**議会事務局**

班名(課名)	事務分掌
<b>議員連絡班</b> (議会事務局)	ア 市議会議員との連絡調整に関する事。 イ 他部への支援・応援に関する事。

**行政委員会事務局**

班名(課名)	事務分掌
<b>応援班</b> (行政委員会事務局)	ア 本部長の特命事項に関する事。 イ 他部への支援・応援に関する事。

阪南岬消防組合（消防本部・阪南消防署）

課名	事務分掌
総務課	<p>ア 消防職員の動員に関する事。</p> <p>イ 消防資機材の調達に関する事。</p> <p>ウ 消防庁舎の保護措置に関する事。</p> <p>エ 消防施設の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>オ 市災害対策本部との連絡調整に関する事。</p> <p>カ 消防関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>キ 消防本部に係わる災害情報の収集及び伝達に関する事。</p>
予防課 警備課	<p>ア 警備資機材及び消防燃料の調達確保に関する事。</p> <p>イ 気象情報及び被害状況等の記録と関係機関への通報連絡に関する事。</p> <p>ウ 火災、水防等の予警報の伝達に関する事。</p> <p>エ 危険物の安全確保に関する事。</p> <p>オ 火災予防に関する事。</p> <p>カ 災害設備対象の事前把握及び関係者に対する指導啓発に関する事。</p> <p>キ 消防本部の編成運用事務負担に関する事。</p> <p>ク 広域消防相互応援協定等に基づく応援要請及び応援消防隊の運用に関する事。</p> <p>ケ 火災等の被害調査に関する事。</p> <p>コ 人命救助及び避難勧告、避難先の指示、避難誘導に関する事。</p> <p>サ 消防関係車両、機械器具の整備及び点検に関する事。</p> <p>シ 災害警備、鎮圧、応急措置に関する事。</p>

(5) 本部連絡員室の設置

ア 災害対策本部に連絡員室を設ける。

イ 連絡員室には室長及び連絡員を置き、室長は危機管理課長が当たり、連絡員は危機管理課職員が当たる。

ウ 連絡員室は、各種情報の管理、各部班の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務等を担当する。

(6) 本部の庶務

本部が設置されたときは、危機管理課長は次の要領により速やかに本部の設営を行う。

ア 本部長室の位置は、市長室とする。

他の本部各部及び各班の位置は、総務班長が本部会議の意見を聞いて定める。

ただし、緊急の場合は、本部長の意見を聞いて総務班長が決める。

イ 前号により、各部、各班の位置を決定したいときは、遅滞なく電話及び標示板等の必要な設営を行う。

(7) 現地災害対策本部

局地的に相当規模の被害が生じた場合等において、災害応急対策を局地的、重点的に実施するために現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部長及び本部員は、本部長（市長）により指名された者が当たり、現地での災害応急対策活動を行う。

災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則として現地災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

(ア) 災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要があるとき。

(イ) その他災害対策本部長が必要と認めたとき。

イ 廃止基準

災害対策本部長が認めたとき

ウ 所掌事務

(ア) 被害状況等の把握に関すること。

(イ) 現地における関係機関との連絡に関すること

(ウ) その他必要な事項

## 7 防災会議の開催

市域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要ある場合は、市防災会議を開催し、防災関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動の実施に万全を期する。



### 第3 動員配備

地震が発生し、又は二次災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策等を有効適切に実施するため、地震災害時における職員の配備等に関し、次のとおり定める。

#### 1 配備体制と配備基準

市域（近隣市町域）に震度5弱以上の地震が発生した場合は、全職員によるC号配備の動員を行う。また、震度4の地震が発生した場合や津波予報区「大阪府」に津波警報が発表された場合は、警戒配備を行う。

なお、関係各部局の長は、速やかに初動体制がとれるようあらかじめ従事すべき職員の連絡体制を整えておく。

表 配備区分・配備基準

配備区分	配備時期	配備内容
警戒配備	ア 市域(近隣市町域)に震度4の地震が発生した場合。 イ 津波予報区「大阪府」に津波警報が発表されたとき。 ウ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	各部必要最小限度の人員で通信情報活動を実施する体制
A号配備	ア 地震・津波により災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき若しくは、小規模の災害が発生したとき。 イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	災害の発生を防御するため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制
B号配備	ア 地震・津波により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	相当規模の災害応急対策を実施する体制
C号配備	ア 市域(近隣市町域)に震度5弱以上の地震が発生した場合 イ 大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ウ 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。 エ その他必要により市長が当該配備を指令したとき。	市の全力をあげて防災活動を実施する体制

## 2 配備指令

配備体制の指令は、次の要領で行う。

(1) 災害対策本部設置前の指令

災害対策本部設置前の配備体制は、市長が指令する。

(2) 災害対策本部設置後の指令

災害対策本部設置後の配備体制は、本部会議の議を経て本部長が指令する。

(3) 自動配備

市域(近隣市町域)に震度4の地震が発生した場合や津波警報が発表された場合は、警戒配備が指令されたものとする。

また、震度5弱以上の地震が発生した場合、C号配備が指令されたものとする。

### 3 配備体制時の動員人員

各部の動員数は、次表のとおりとする。

なお、機構改革等により、組織が変更した場合には、その都度見直しを行う。

表 動員人員一覧表

(平常時) 部 名	(災对本部時) 班名	(平常時) 課 名	警戒体制 配備人員	災害対策本部 配備人員(人)			備考
				A号 配備	B号 配備	C号 配備	
市長 直轄	秘書班	秘書室	3	0	1	全 員	
	人事班	人事課		1	1		
	物資調達班	政策企画推進課		0	1		
総務部	総務班	危機管理課	5	5			
		総務課	2	1	1		
		市民活動支援課		0	1		
	財政班	財政課		1	1		
	広報班	市民の声をきく課		0	1		
	総務班	人権推進課		0	1		
		環境センター推進室		0	1		
市民部	避難所開設班	商工観光課	0	0	1		
	生活環境班	生活環境課		1	2		
	給食班	市民課		1	2		
	避難誘導・ 調査班	税務課		3	5		
保健福 祉部	生活支援班	生活支援課	0	1	2		
	福祉班	市民福祉課		1	2		
		こども家庭課		1	2		
		介護保険課		1	1		
救護班	保険年金課		2	3			
事業部	土木班	建設課	1	1	1		
		農林水産課		0	1		
		管理課		1	2		
	都市整備班	都市整備課		1	2		
		箱作土地区画整理事務所		0	1		
上下水 道部	給水班	水道業務課	0	1	2		
		水道工務課		2	3		
		下水道課		1	2		

(平常時) 部 名	(災对本部時) 班名	(平常時) 課 名	警戒体制 配備人員	災害対策本部 配備人員(人)			備考
				A号 配備	B号 配備	C号 配備	
学 校 教 育 部	教育総務班	教育総務課	0	1	1	全 員	
	指導班	学校教育課		1	1		
生 涯 学 習 部	生涯学習 推進班	生涯学習推進課	0	1	2		
収入役室・ 議 会 事 務 局 ・ 行 政 委 員 会 事 務 局	会計班 議員連絡班 応援班	会計課 議会事務局 行政委員会事務局	0	1	2		
市 立 病 院 事 務 局	医療班	市立病院事務局	*3	*3	*3		

\*3：市立病院事務局については、別体制を整えている。

## 4 配備指令の伝達

### (1) 勤務時間内における配備指令の伝達

勤務時間中において配備指令が出されたときは、人事班長から各班長を経て各職員へ伝達するとともに庁内放送等を行い、速やかにその旨を周知する。

表 勤務時間内の動員配置の伝達ルート



### (2) 勤務時間外における配備指令の伝達及び職員の非常招集

ア 勤務時間外に災害発生を察知した場合、人事班長から各部長、班長を経て各職員に伝達する。

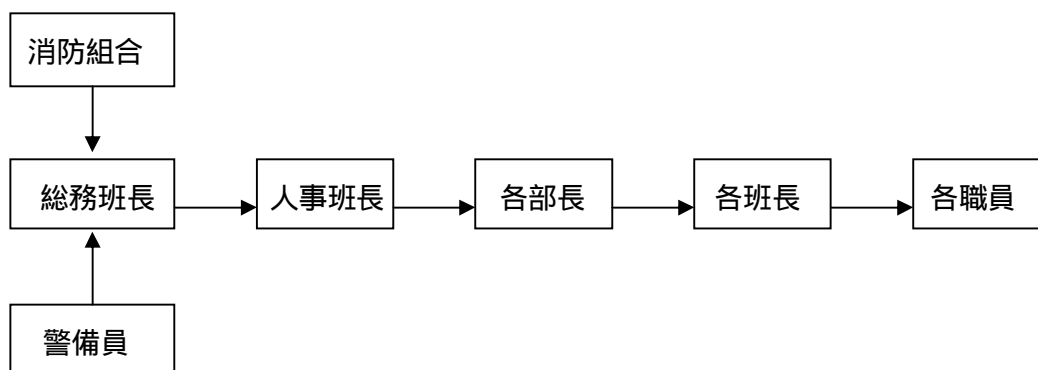
ただし、震度4の地震が発生した場合や津波予報区「大阪府」に津波警報が発表された場合は、警戒配備が発せられたものとする。また、震度5弱以上の地震が発生した場合、C号配備が発せられたものとする。

イ 各部長は配備指令に基づき、所属職員を直ちに非常招集しなければならない。

ウ 非常招集を受けた職員は、直ちに指示された任務に服さなければならない。

エ 人事班長及び各部長は、職員の非常招集を円滑に行うために配備指令の伝達先名簿及び各所属職員の連絡網等を常に整備しておくものとする。

表 勤務時間外の配備の伝達ルート



## オ 職員の非常招集

### (ア) 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合であっても、ラジオ・テレビ等により震度4の地震が発生した場合や津波予報区「大阪府」に津波警報が発表された場合、警戒配備等要員は、勤務場所または予め指定された場所に自主参集しなければならない。

また、震度5弱以上の地震が発生した場合、全職員（予め指定された場所への参集職員以外）は、自主的に速やかに市役所1階ロビー周辺に参集しなければならない。

### (イ) 交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、勤務場所に集合することを基本とするが、交通途絶等で不可能のときは、最寄りの避難所等に参集し、防災活動に従事する。

### (ロ) 非常招集及び自主参集を要しない者

- a 心身の障害により許可を受けている者及び休暇中の者
- b 上記に定める者の他、所属長がやむを得ない理由のため勤務できないと認められた者

## 5 動員報告

各部（室）長は、所定の配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したとき、又は職員が自主参集したときは、その状況を取りまとめ速やかに別に示す動員報告書により人事班長に報告する。

人事班長は常に職員の動員状況を把握し、動員した人数が不足する場合は、あらかじめ予定している応援の職員を動員する。

\*様式 職員動員報告書【巻末様式1 参照】

## 6 連絡責任者

各部（室）に連絡責任者を置き、本部との連絡に当たらせるものとする。

## 7 職員の配置と服務

### (1) 職員の配置

各部（室）長は、非常及び警戒配備体制の指示を受けたときは、直ちに災害状況に応じて、次の措置を講じる。

- ア 所属職員の掌握
- イ 参集職員の所定の配備場所への配置
- ウ 高次の配備体制の指示に応じるための事前措置

(2) 職員の服務

すべての本部職員は、本部が設置された場合は、次の事項を遵守する。

- ア 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- イ 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- ウ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに待機する。
- エ 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにしておく。
- オ 自らの言動により市民に不安や誤解を与えないように、細心の注意を払う。

8 その他

その他災害時における職員の服務等に関し、必要な事項は本部長が定める。

## 第2節 地震情報等の収集伝達

市域に大地震が発生した場合に、地震による直接被害や関連した災害に関する情報の収集、伝達及び広報を実施する。

### 第1 津波予報及び地震・津波に関する情報

#### 1 津波予報

全国6箇所（札幌、仙台、東京、大阪、福岡、沖縄）にある津波予報実施官署は、気象業務法に基づき、その担当予報区内の予想される津波の規模、範囲について津波予報を発表する。また、予想される津波の到達時刻や高さ、実際に観測された津波の到達時刻や高さ等を津波情報として発表する。

表 津波予報の種類、解説及び発表される津波の高さ

予報の種類		解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	10m以上、8m、6m、4m、3m
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	2m、1m
津波注意報	津波注意	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

- 注) 1. 「津波の発生はない」あるいは「発生しても発災のおそれがない微弱な津波」と予想されるときは、津波注意報の対象としない。
2. 「津波の高さ」とは、津波によって高くなったときの潮位と、津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

表 津波情報の種類

種類
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
津波観測に関する情報
その他



## 2 津波予報区

日本の沿岸は、66 の予報区（原則として都道府県程度に区分）に分けられている。大阪府は全域が1つの予報区であり、予報区名は「大阪府」である。

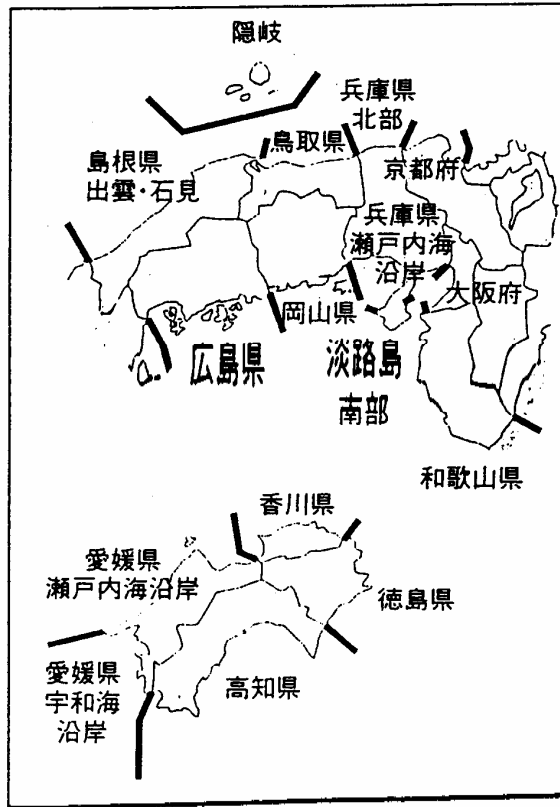


図 大阪府及び大阪管区気象台管内に属する津波予報区

## 3 地震情報の種類

情報内容	地震現象、津波現象及びこれらに密接に関連する現象の観測成果及び状況
発表基準	ア 大阪管区気象台管内において震度1以上の地震を観測した場合 イ 大阪管区気象台管内において津波予報を行った場合 ウ ア及びイ以外の特別な地震が発生した場合、その他必要と認めた場合

情報の種類	内 容
震度速報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表

震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を公表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を公表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を公表
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を公表

#### 4 地震及び津波に関する情報の発表基準

気象庁の「地震及び津波に関する情報取扱要領について 第4条」に定める次の条件に該当し、大阪管区気象台が必要と認めた場合に発表される。

- (1) 地震情報 震度3以上を観測したとき又は地震が多発したとき(ただし震源に関する情報は、震度3以上を観測し、かつ津波による災害のおそれがないと予想されるとき)
- (2) 津波情報 津波予報をしたとき又は津波を観測したとき
- (3) 震度速報 震度3以上を観測したとき
- (4) 各地の震度に関する情報 情報発表官署が必要と認めるとき

#### 5 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集・伝達

府の震度情報ネットワークシステムを構成する震度計により、市域の震度情報を収集する。併せて、府の震度情報ネットワークシステムにより、府域の震度情報を収集する。

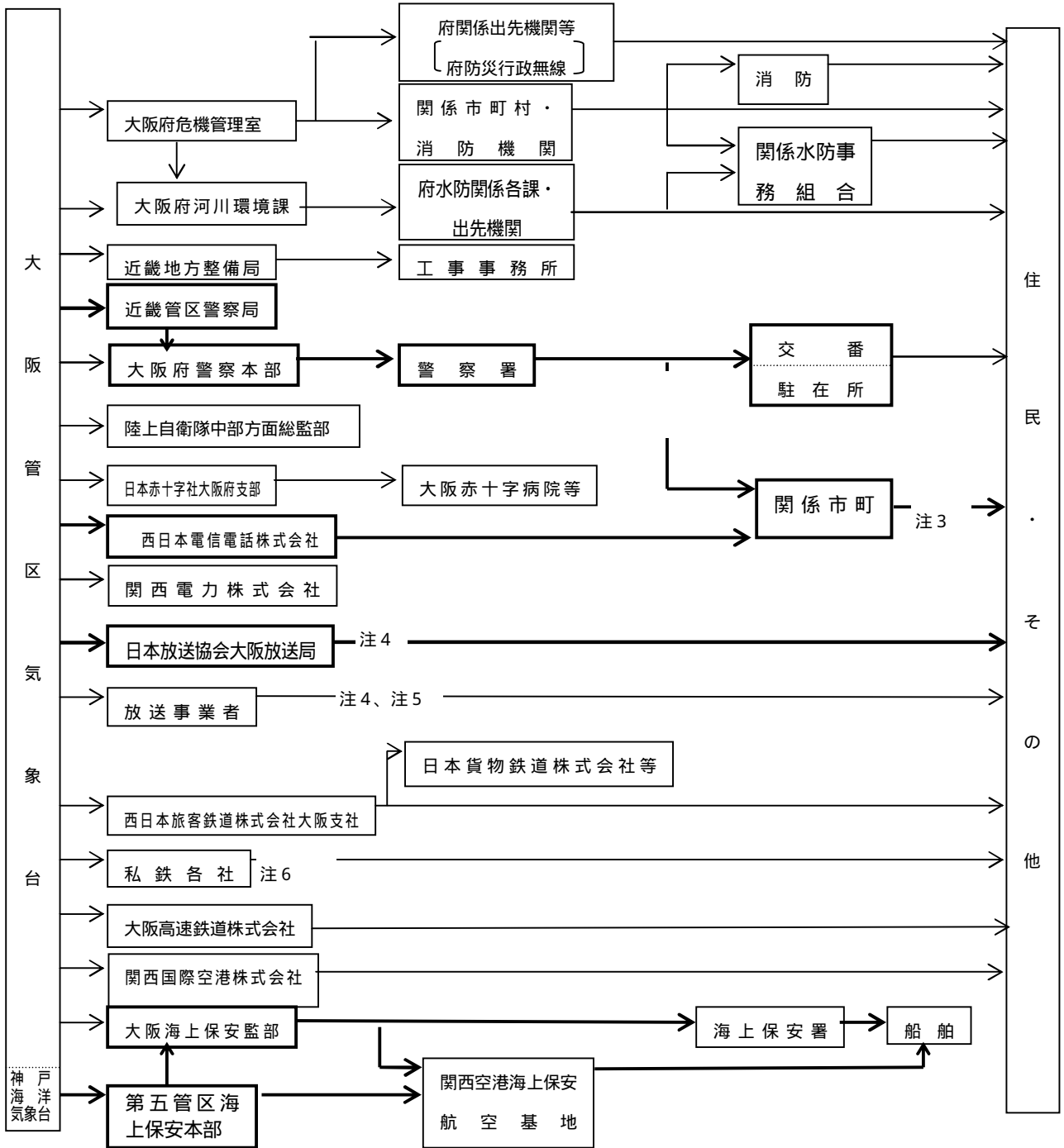
#### 6 初期情報

震災発生時、関係機関の災害対策本部における初期情報を把握し、その後の市の防災体制を確立するため、次の状況を把握する。

- (1) 庁舎周辺の被害状況及び119番通報等の状況
- (2) 人的被害、避難の状況
- (3) 火災の発生状況及び土砂災害、ため池・河川等の危険個所の状況
- (4) 主要道路、橋りょう、建物、電気、ガス、水道、下水道等の被害状況
- (5) 避難の勧告、指示、警戒区域の設定、交通規制の必要性の把握
- (6) 医療救護班、医薬品等の医療ニーズ
- (7) 応援要請の必要性及び要請内容の把握
- (8) 泉南警察署その他関係機関、出先機関、現地派遣職員、自主防災組織、市民等からの情報
- (9) その他必要な事項

第2 地震及び津波に関する情報の伝達系統

1 津波予報等の関係機関への伝達経路

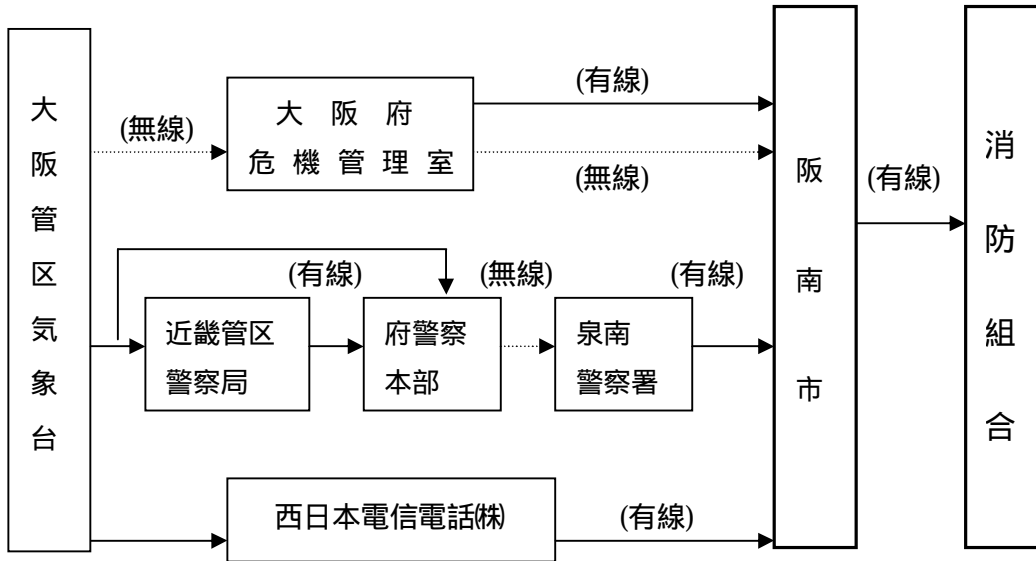


(注)

- 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
- 2 印は、津波警報、同解除(津波注意報)の場合のみ。 印は、津波警報、津波注意報のみ。
- 3 関係市町とは、大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町の12市町である。
- 4 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。
- 5 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア(株)の6社である。
- 6 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電鉄株式会社、南海電鉄株式会社、京阪電鉄株式会社、北大阪急行株式会社、(株)大阪湾トランスポートシステム、大阪府都市開発(株) (泉北高速鉄道) 能勢電鉄(株)の9社である。

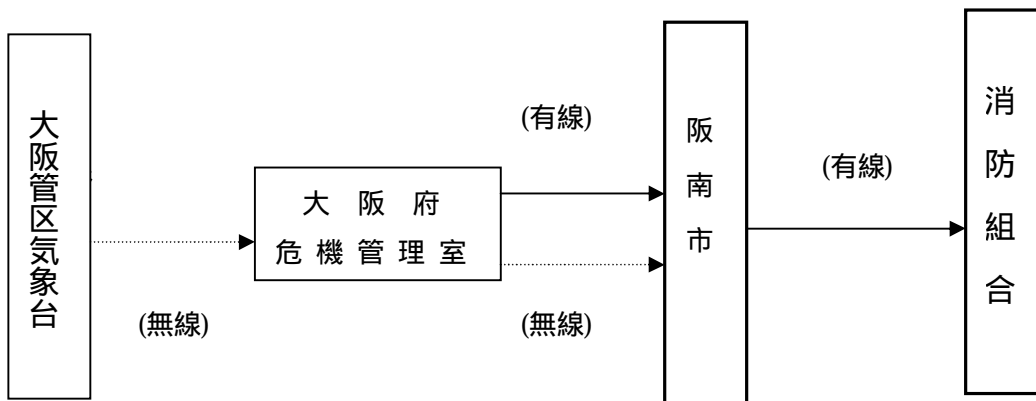
## 2 津波予報等の伝達

(1) 津波警報、津波注意報（ツナミケイホウカイジョを含む。）



(注) 西日本電信電話株は警報、同解除のみ

(2) 地震、津波情報



## 3 津波予報等に収集・伝達の方法

(1) 大阪湾沿岸を含む大阪管内に津波が来襲するおそれのある場合には、津波予報実施官署(大阪)は、気象業務法に基づき、その担当予報区内の予想される津波の高さに応じて、津波予報を公表する。また予想される津波の到達時刻や高さ、実施に観測された津波の到達時刻や高さ等を津波情報として発表する。

ア 大阪管区気象台から何らかの通報が届くまでは、海面状態を監視するなど万全の対策をとる。

海面監視にあたっては、自己の安全に留意しながら行うものとする。

イ 予報を迅速に入手するために、1時間以上、NHKや民間放送のテレビ・ラジオからの津波情報を取得する。

- (2) 危機管理課は、この予報を受信したときは、直ちに市長、助役に報告するとともに、関係の防災各課に連絡する。
- (3) 連絡を受けた関係各課は、直ちにその内容に応じた適切な措置（海面監視、防潮扉等の閉鎖等）を講じるとともに、関係先等に伝達する。
- (4) 危機管理課は、予報のうち、特に必要とする情報については庁内放送するなど、全職員に周知するとともに、沿岸の住民、釣人等に対して、市防災行政無線等で周知を図る。
- (5) 夜間及び休日における情報の収集は消防組合及び警備員が行い、津波注意報や警報等については、直ちに危機管理課長、市長に報告し、その内容に応じた措置をとる。

## 第3節 津波対策

### 第1 住民への周知

市は、大阪府警察及び岸和田海上保安署と協力して、避難勧告・指示、避難誘導等の必要な措置を講じる。

#### 1 避難の勧告・指示・誘導

市は、次の場合、市民や釣り人、海水浴客などの観光客、ドライバー、船舶等に対して、速やかに的確な避難の勧告・指示を行うとともに、高台などの安全な場所に誘導する。

- (1) 津波予報が発表されたとき
- (2) 府域において震度4以上が観測された場合、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、海面監視等により津波による浸水が発生すると判断したとき

2 市は、避難の勧告・指示及び避難誘導を行う場合は、市防災行政無線や広報車等の活用、自主防災組織等住民組織との連携など、あらゆる手段を使って、市民等へ周知する。

### 第2 避難対策等

1 東南海・南海地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区は、阪南市津波浸水予測図（4-31頁～4-33頁）のとおりである。

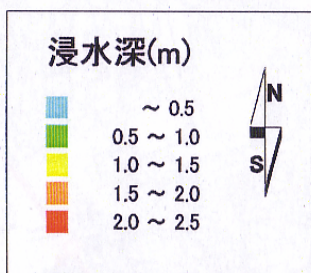
（資料提供：東南海・南海地震津波対策検討委員会 南大阪部会での検討結果）

なお、市は計画的に、耐震性能を行い、原則として高齢者、障害者等、災害時要援者の保護のために、必要に応じて、屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

2 市は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- (1) 地区の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難の勧告又は指示の伝達方法
- (6) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

### 阪南市津波浸水予測図



この浸水予想範囲は、樋門、門扉が閉まらな  
かった場合を想定した津波浸水予測計算結  
果（大阪府）に基づいて作成したものです。

地震の規模：マグニチュード8.4

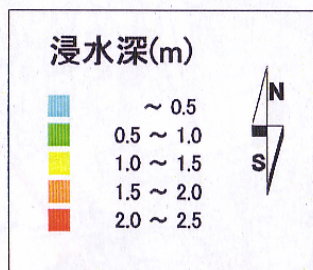
地震の震源：四国～和歌山沖

潮位：朔望平均満潮位（T.P.+0.8m）



なお、今後実際に発生する地震の規模や震源によって、  
浸水範囲が狭くなったり、逆に浸水範囲以外のところ  
も浸水したりすることがあります。

## 阪南市津波浸水予測図

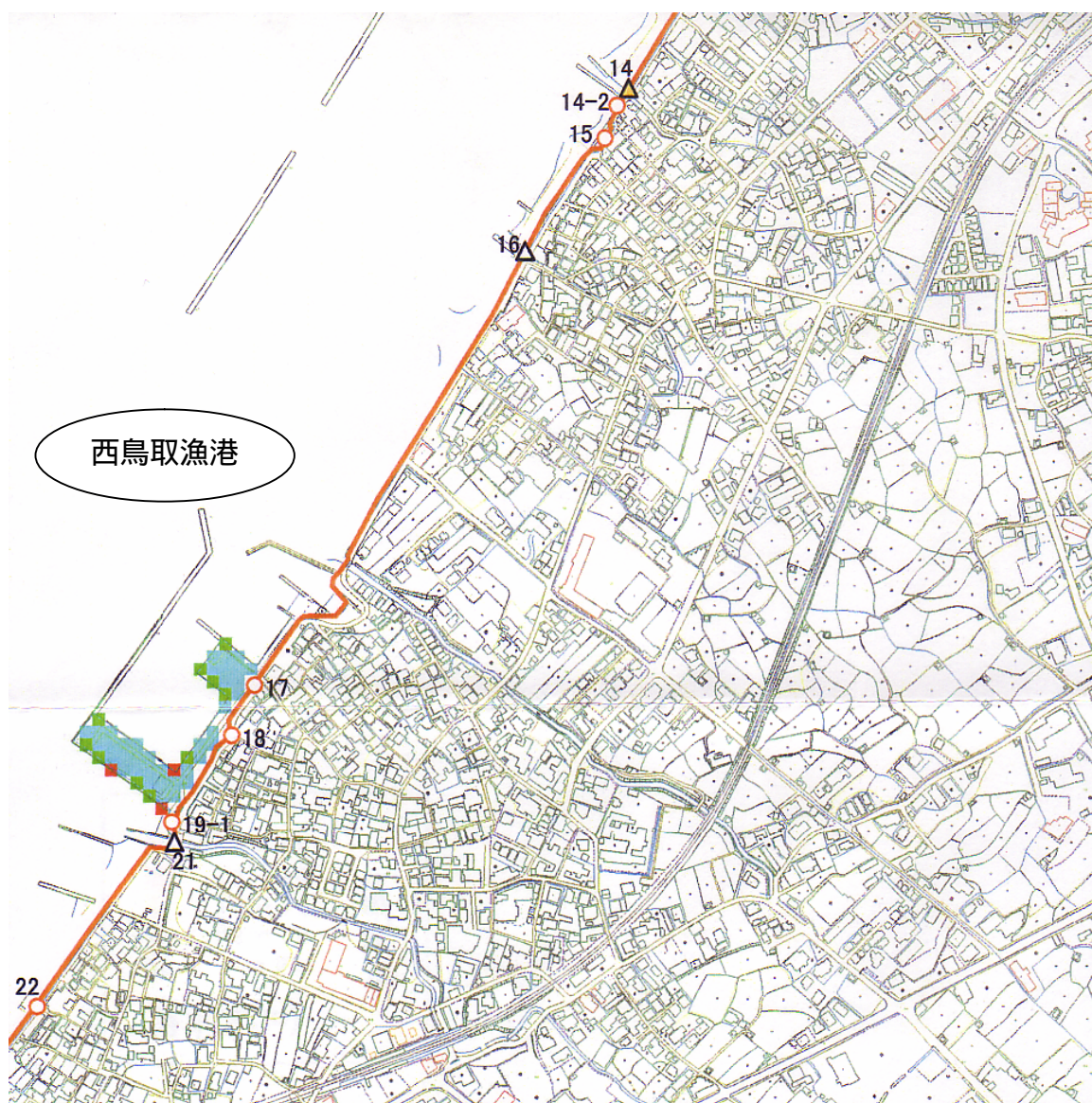


この浸水予想範囲は、樋門、門扉が閉まらなかった場合を想定した津波浸水予測計算結果（大阪府）に基づいて作成したものです。

地震の規模：マグニチュード 8.4

地震の震源：四国～和歌山沖

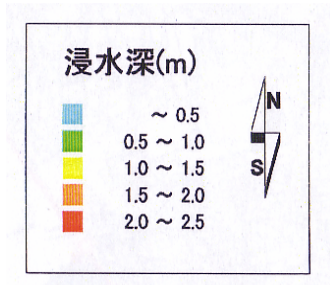
潮位：朔望平均満潮位（T.P.+0.8m）



なお、今後実際に発生する地震の規模や震源によって、浸水範囲が狭くなったり、逆に浸水範囲以外のところも浸水したりすることがあります。



## 阪南市津波浸水予測図

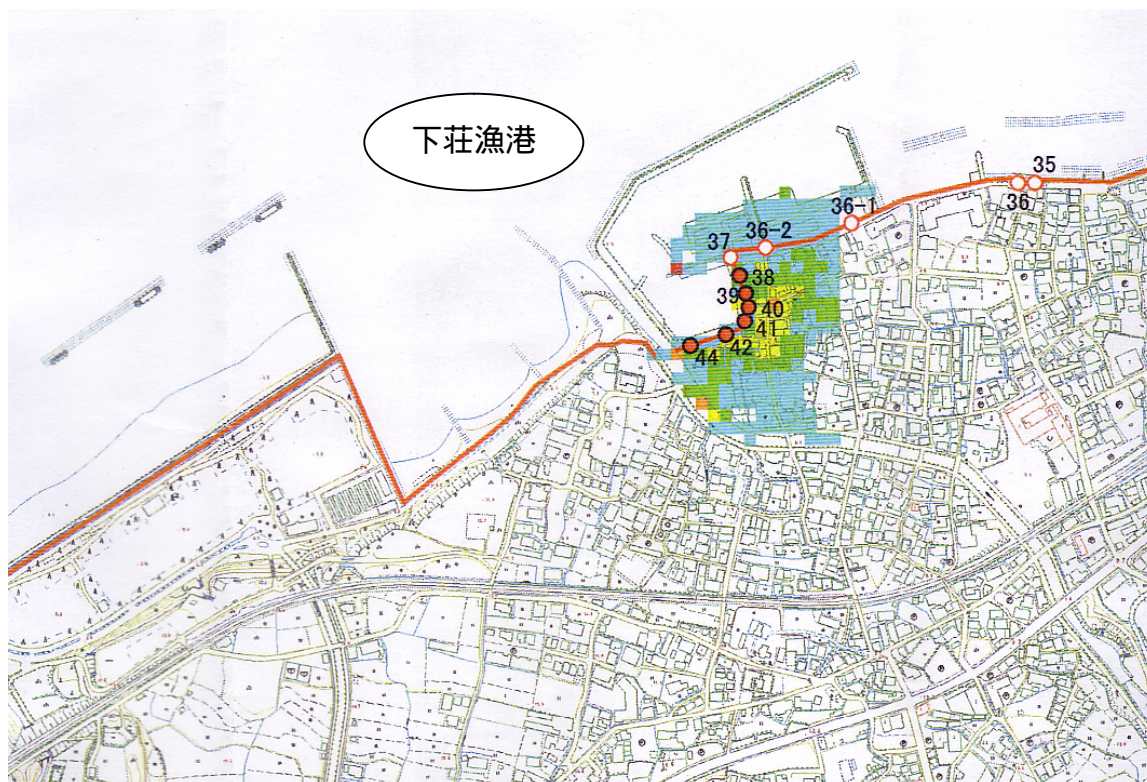


この浸水予想範囲は、樋門、門扉が閉まらなかった場合を想定した津波浸水予測計算結果（大阪府）に基づいて作成したものです。

地震の規模：マグニチュード8.4

地震の震源：四国～和歌山沖

潮位：朔望平均満潮位（T.P.+0.8m）



なお、今後実際に発生する地震の規模や震源によって、浸水範囲が狭くなったり、逆に浸水範囲以外のところも浸水したりすることがあります。

- 3 市は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- 4 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 5 災害時要援護者に対しては、避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
  - (1) 市は、あらかじめ、災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
  - (2) 津波の発生のおそれにより、市長より避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織等が指定する者が担当するものとし、市は自主防災組織等を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
  - (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 6 市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- 7 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。
  - (1) 市が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
    - 収容施設への収容
    - 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
    - その他必要な措置
  - (2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
    - 流通在庫の引き渡し等の要請
    - 府に対し府及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
    - その他必要な措置

### 第3 ライフライン事業者の活動

ライフライン事業者は、地震発生時、「第4編地震災害応急対策 第1章 第6節」に準じた緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

#### 1 水道等

市は、上水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行うものとする。

#### 2 関西電力株式会社

火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関す

る広報を実施する。

また、電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化など電力供給のための体制を確保するものとする。

### 3 大阪ガス株式会社

利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施するものとする。

### 4 西日本電信電話(株)

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じるものとする。

## 第4 交通対策

### 1 道路

市、大阪府公安委員会及び泉南警察署は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行うものとする。

### 2 岸和田海上保安署

- (1) 岸和田海上保安署は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。
- (2) 岸和田海上保安署は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止するものとする。
- (3) 岸和田海上保安署は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。
- (4) 岸和田海上保安署は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずる恐れのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他の船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。
- (5) 岸和田海上保安署と市は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、その具体的な内容を定めることとする。

### 3 南海電気鉄道株式会社

南海電気鉄道株式会社は、列車及び乗客等の安全を確保するため、走行路線に津波の襲来により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行を停止するものとする。また、列車の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画を定めるものとする。

## 第4節 被害情報の収集伝達

### 第1 被害情報等の収集伝達

地震災害に伴う被害状況の把握（調査及び報告）は、災害対策の基礎となり、必要不可欠であるため、被害調査報告に基づき、関係機関と連携をとり、迅速かつ的確に実施する。

#### 1 被害状況等の収集

##### (1) 被害情報等の内容

大地震が発生したときに、直ちに収集する被害情報及び防災活動情報は、次のとおりである。

##### ア 初動情報

大地震発生時の各防災関係機関の災害対策本部の初動情報を把握し、その後の市の防災体制を確立するため、次の情報を把握する。

- (ア) 人的被害・避難の状況
- (イ) 避難の勧告・指示の状況、警戒区域の設定状況
- (ウ) 防災関係機関の防災体制の状況
- (エ) 防災対策の実施状況
- (オ) その他必要な事項

##### イ 被害情報

- (ア) 人的被害情報
- (イ) 物的被害情報
  - a 庁舎（本庁、分室）、消防署等の防災関連施設
  - b 学校、社会教育施設、福祉施設、道路等の公共施設
  - c 住家・商店・工場、田畑、危険物施設等
  - d 河川、崖・擁壁等
- (ウ) 機能被害情報
  - a 水道、電力、ガス、下水道、ごみ処理等の生活関連施設
  - b 道路、鉄道等の交通関連施設
  - c 電話、放送等の通信関連施設
  - d 医療、保健衛生関連施設

##### ウ 発災情報

- (ア) 災害発生状況（発生箇所、時期、規模等）
- (イ) 災害の拡大・減衰傾向

##### エ 防災活動情報

- (ア) 避難及び指定避難所の状況
- (イ) 避難の勧告・指示の状況

- (ウ) 警戒区域の設定状況
  - (エ) 防災関係機関の防災体制の状況
  - (オ) 応急救護体制の状況
  - (カ) 防災対策活動の実施状況
- (2) 被害情報収集の実施者
- 被害状況の情報収集は、災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員があたるが、それぞれの分担は次のとおりである。

表 被害状況収集の実施者及び実施内容

調査実施者	収集すべき被害状況の内容
各施設の管理者	(1) 来所者、入所者、職員等の人的被害
	(2) 施設の物的被害及び機能被害
職務上の関連部課	(1) 商店・工場、田畑、危険物施設等の物的被害
	(2) 住家の被害
	(3) その他の施設の人的、物的、機能的被害
消防組合	(1) すべての人的被害
	(2) 火災発生・延焼状況及び火災による物的被害
	(3) 危険物施設の物的被害
	(4) 要救援救護情報及び医療活動情報
	(5) 避難の必要の有無及びその状況

- (3) 被害状況のとりまとめ
- ア 情報の統括・報告責任者
- 災害情報の一元化を図るため、総務部長が情報総括責任者となり、災害情報の収集・総括・報告を行う。
- イ 各部から本部への報告
- 各班長は、被害程度・規模等に関して、迅速かつ的確に調査結果をまとめ、各部の庶務班長に報告し、庶務班長は災害対策本部総務班に報告しなければならない。
- (ア) 被害状況の種類とその基準
- a 地震が発生した日時
  - b 被害が発生した地域・場所
  - c 被害状況
  - d 被害に対して既にとった措置
  - e 被害に対して今後とろうとする措置
  - f 対策に要した費用の概算額
  - g その他必要な事項
- (イ) 被害状況調査の担当者
- a 広域調査 : 大阪府危機管理室、各防災関係機関
  - b 調査統轄 : 災害対策本部広報班
  - c 詳細調査 : 災害対策本部各班

表 被害状況等報告基準

被害項目		報告基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。	
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。	
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。	
	全壊 (全焼) (流失)	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は主要構造部(壁、柱、はり、屋根、階段をいう。以下同じ。)の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のもの。	
	半壊 (半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部分の被害がその住家の時価20%以上50%未満のもの。	
	一部破損	損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス2~3枚割れた程度のもは除く。	
	床上浸水	その住家の床上以上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	
非住家の被害		非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他の被害	田畑の害	流失 埋没	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設	小学校、中学校、局等学校、大学、局等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	道路	「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
橋りょう	「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。「橋りょう流失」とは、橋りょうの一部又は全部が流出し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。		

第4編 地震災害応急対策

被害項目		報告基準
その他被害	河川	「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	港湾	「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨湾交通施設とする。
	砂防	「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とは、こみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	船舶	「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	「電話」とは、通信不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
り災者	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
被害金額	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
額	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

## 2 被害状況の報告

### (1) 調査報告

被害状況調査はそれぞれ各班が実施し、各部の庶務班長がまとめ総務班に報告する。  
なお、緊急を要する本部への被害報告は、防災無線を使用する。

### (2) 防災関係機関等への報告

総務班及び広報班は、収集した被害情報等のうち必要なものを整理して、次に示す機関等へ連絡する。また、情報の正確さを期すため各機関の情報を相互に交換する。

ア 応急対策を実施する災害対策本部の関係各班（部内）

イ 各防災関係機関（部外）

ウ 報道機関

エ 市民

### (3) 調査報告の留意事項

ア 被害状況の迅速な伝達かつ的確な報告を期すため、防災関係機関と常に連絡をとり、正確な情報を把握する。

イ 本部への報告は、別紙の様式により実施するが、緊急を要する報告は無線、電話等で行う。

ウ 被害の様子については、写真を添付する。

エ 被害の調査については、泉南警察署と連絡をとりながら行う。

## 3 大阪府及び国への報告

市域に災害が発生した場合は、府防災情報システムを活用して、市長は災害の状況、対策措置等を次のとおり府知事及び消防庁へ報告する。同システムが使用できない場合は、電話、ファックス等により報告する。

### (1) 報告の基準

被害情報等の報告は、次の定めるところにより行う。

ア 災害対策本部を設置したとき

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的な影響から見て、報告の必要があるもの

ウ その他特に報告の指示があったもの

### (2) 報告の事項

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 災害の程度

オ 災害に対しとられた措置

カ その他必要な事項

### (3) 報告先

被害状況などの報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領、及び火災・災害等即報要領により、基本的に大阪府に



対して行うが、地震が発生し市域内で震度5以上を記録したものについては、被害の有無を問わず直接消防庁に報告するものとする。

ア 市民からの消防機関への通報が殺到する場合は、かなりの被害があることが予測されるため、その状況を大阪府及び国（消防庁）に通報する。

イ 大阪府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告し、事後、速やかに大阪府に報告する。

(4) 報告期間

報告する期間は、次の区分により災害が発生したときから、応急措置が完了するまでの間とし、「災害概況即報」等により報告する。

\*様式 災害概況即報【巻末様式5参照】

\*様式 被害状況即報【巻末様式6参照】

\*様式 災害確定報告【巻末様式7参照】

ア 発生報告（被害状況等即報）

災害発生直後に、被害状況の概要を府防災情報システム等で大阪府危機管理室に報告するとともに、避難・救護の必要性並びに災害拡大の恐れなど、災害対策上必要と認められる事項についてもその概要を報告する。

また、土砂災害が発生した場合は、被害状況の報告を岸和田土木事務所にも行う。

\*様式 地滑り、急傾斜地災害報告様式【巻末様式24参照】

\*様式 土石流災害報告様式【巻末様式23参照】

イ 中間報告（被害状況報告）

発生報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況等に大きな変化があった場合は、直ちにその内容を報告する。

ウ 最終報告（災害確定報告）

応急措置が完了した場合は、「災害確定等報告様式」の全項目について20日以内に報告する。

#### 4 異常現象発見時の通報

地震発生後、二次災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者は、次の方法により措置する。

(1) 発見者の通報義務

異常現象を発見した者は、遅滞なく本部長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

(2) 警察官・海上保安官の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官若しくは海上保安官は、直ちに本部長並びに泉南警察署若しくは岸和田海上保安署に通報する。

(3) 本部長の通報

通報を受けた本部長は、直ちに大阪管区気象台、大阪府（本庁関係課又は出先機関）に通報するとともに、地域住民に危険が及ぶおそれのある異常現象については、市民に周知する。

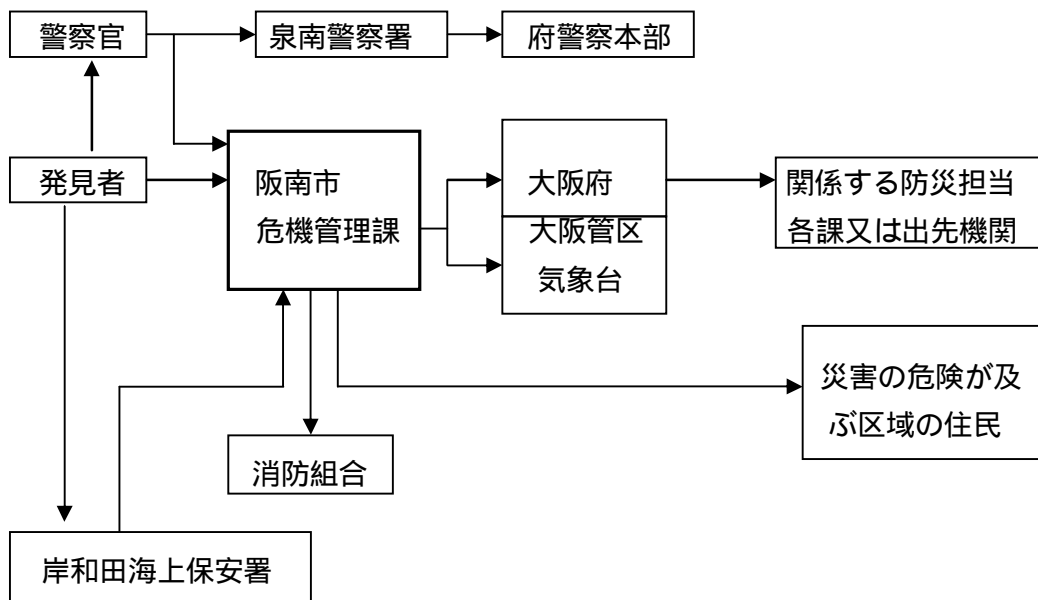


図 異常現象の伝達系統

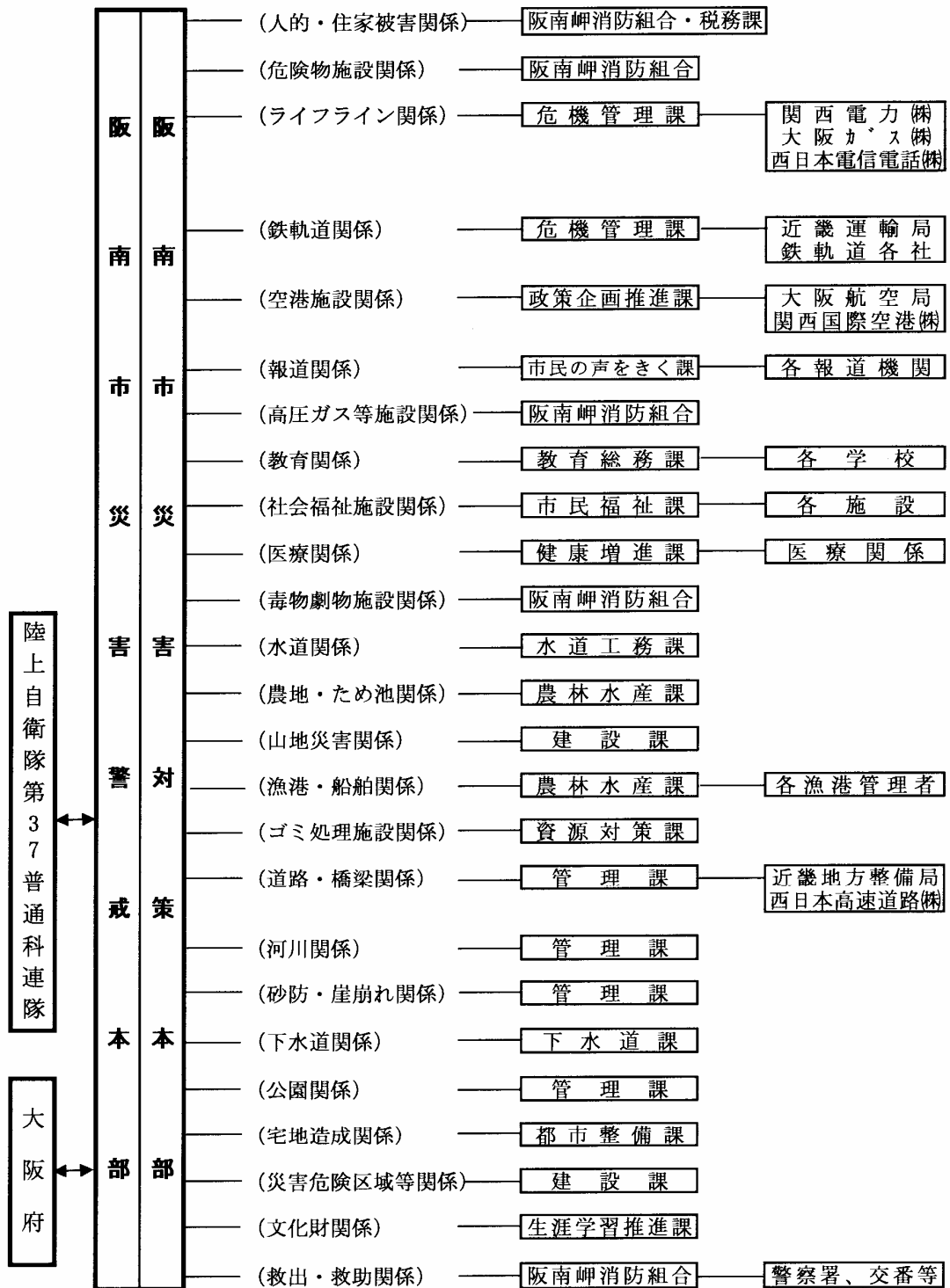
(4) 異常現象の種類

ア 気象に関する事項

地盤の隆起、陥没など

イ その他

ガスもれ、危険物の流失（出）、堤防の漏水等がある場合



\*なお、市各部署は、必要に応じて大阪府の関係部署から情報の収集を行う。

図 情報収集伝達経路

## 第2 災害通信体制

地震災害時における関係機関、市民団体等相互間の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関は、それぞれの通信連絡窓口を定め、迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

## 1 通信窓口の指定

## (1) 通信窓口

市及び防災関係機関は、通信窓口を次表のとおり定めている。

表 防災関係機関指定電話及び大阪府防災行政無線番号一覧表

機関名	所在地	電話番号	府防災行政無線番号
<b>(市関係)</b>			
阪南市役所	阪南市尾崎町 35-1	0724-71-5678	532-8900
阪南岬消防組合消防本部・阪南署	阪南市黒田 264-1	0724-73-0119	448-0
阪南市立病院	阪南市下出 17-1	0724-71-3321	
<b>(国関係)</b>			
大阪管区気象台	大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6304	816-8930
近畿農政局大阪農政事務所	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6943-9691	804-8900
大阪海上保安部岸和田海上保安署	岸和田市新港町 1	0724-22-35920	814-0
近畿地方整備局大阪国道事務所	大阪市城東区今福西 2-12-35	06-6932-1421	
<b>(大阪府関係)</b>			
危機管理室	大阪市中央区大手前 2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6021	200-4875 200-4886
泉南地域防災推進室	岸和田市野田町 3-13-2	(代)0724-39-3601	303-8900
泉州農と緑の総合事務所	岸和田市野田町 3-13-2	(代)0724-39-3601	303-8920
岸和田土木事務所	岸和田市野田町 3-13-2	(代)0724-39-3601	303-8910
岸和田土木事務所尾崎出張所	阪南市黒田 52-3	0724-71-0351	339-0
泉佐野保健所	泉佐野市上瓦屋 583-1	0724-62-7701	627-0
泉南警察署	阪南市尾崎町 70	0724-71-1234	
<b>(隣接市町村)</b>			
泉南市役所	泉南市樽井 1-1-1	0724-83-0001	528-8900
田尻町役場	泉南郡田尻町大字嘉祥寺 375-1	0724-66-1000	538-8900
岬町役場	泉南郡岬町深日 2000-1	0724-92-2001	539-8900
<b>(公共機関)</b>			
阪南郵便局	阪南市黒田 24-2	0724-72-0050	
西日本電信電話株式会社大阪支店	大阪市北区堂島 3丁目 1-2	06-4795-3355	
関西電力(株)岸和田営業所	岸和田市藤井町 3丁目 4-4	0724-37-0872	
南海電気鉄道(株)みさき公園駅	泉南郡岬町淡輪 3714	0724-92-1000	
大阪ガス(株)導管事業部	堺市住吉橋町 2-2-19	0722-38-2394	
西日本高速道路(株)和歌山管理事務所	和歌山市栗栖字中須 1038-2	073-472-2091	
西日本旅客鉄道(株)和泉砂川駅	泉南市信達牧野 165-2	0724-83-2129	

(2) 連絡責任者

市各部及び防災関係機関は、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び各機関の通信連絡を統括する。

## 2 通信体制

市で利用できる通信体制の概要は次のとおりである。

(1) 無線通信体制

ア 市防災行政無線

市防災行政無線は、防災上重要な避難所等の拠点に対し、一斉に同一内容を放送できる「固定系」と、陸上移動局の単信通信方式による「移動系」があり、これらの無線施設を有機的に運用し、全局の統制を実施するための無線室を本庁庁舎内に設け、災害時に特に必要な防災関係機関及び避難所との連絡や災害対策本部からの調査班等との連絡等に用いる。

(ア) 固定系

この無線システムは、気象予警報等の各種災害情報や災害対策本部からの指令等の伝達を行う。各連絡文は全て記録するとともに、連絡内容に応じて緊急一斉、吹鳴により市民等への周知を行う。

表 市防災行政無線固定系設置場所一覧表

局番	受信局名	局番	受信局名
1	1 マリントウン福島 2 尾崎中学校 3 福島幼稚園	20	
		21	5 尾崎鉄筋住宅
2	10 新町北 11 新町南	22	
		23	23 光陽台 1 61 光陽台 2 66 光陽台 3 75 光陽台 4
3	18 舞 2 丁目 19 舞西住民センター 60 シーサイド貝掛 64 鳥取三井	24	28 田山
		25	33 はつめ幼稚園 34 いずみが丘団地
4	24 貝掛 25 貝掛住民センター 61 光陽台 2	26	41 波太神社前 65 波太小学校 48 桑畑
5	31 万葉台住民センター 62 万葉台 2		
6	36 下出 37 下出第1 児童遊園 38 下出大願寺前	27	
		28	52 緑が丘北 53 緑が丘南
7	43 鳥取中住民センター 74 鳥取中	29	71 桃の木台東住民センター
8	49 和泉鳥取朝日小学校前 50 和泉鳥取		
9	69 桃の木台小学校前	30	
10		31	6 尾崎保育所南 7 尾崎港 8 尾崎公民館 9 尾崎住民センター
11	4 泉南尾崎団地		
12	12 西鳥取小学校 14 鳥取東 15 鳥ノ荘駅前 16 鳥取南 17 鳥取西		
		33	
13	20 舞小学校 21 舞 3 丁目 22 舞東住民センター	34	29 箱の浦 1 30 箱の浦住民センター 58 箱の浦 2
14	26 箱作住民センター 27 加茂神社西 59 下荘漁港 67 箱作東住民センター		
15	32 住金団地	35	35 鴻和住民センター
16	39 黒田北 40 黒田南 63 黒田北 2	36	42 石田団地
17	44 自然田 3 45 自然田住民センター 46 自然田 4 47 光風園第 2 児童遊園 68 自然田 1	37	56 さつき台 1 57 さつき台 2
		38	54 垣原 55 山中溪
		39	72 桃の木台主区 3 号線沿
		40	73 桃の木台サンヒル前
18	51 朝日幼稚園		
19	70 桃の木台 3 号ロータリー		

表 市防災行政無線系（基地局）

466.950MHz

呼出名称	出力	局種	行政配置
ぼうさいはんなん	3W	F3E	3 階おどり場

表 市防災行政無線系（固定局）

68.85MHz

呼出名称	出力	局種	行政配置
ぼうさいはんなんし	5W	F3E	地下無線室

表 遠隔制御器一覧

総務部	市民部	上下水道部	事業部
-----	-----	-------	-----

(1) 移動系

災害時に、被災現場における被害状況や、避難所等における応急対策活動の状況連絡に用いる。災害対策本部の設置後は、全ての移動局は開局して統制局の管理のもと、各種災害情報の収集・伝達等に利用する。

なお、本部設置後の通信内容は緊急なものから優先し、簡潔明瞭に通信し、また不要不急の通信は禁止する。

表 移動局一覧表

NO.	呼出名称	出力	型式	行政配置
1	ぼうさいはんなん 1	5W	車載	上下水道部
2	" 2	5W	"	"
3	" 3	1W	携帯	"
4	" 4	5W	車載	"
5	" 5	5W	"	"
6	" 6	5W	"	事業部
7	" 7	1W	携帯	"
8	" 8	5W	車載	市民部
9	" 9	1W	携帯	総務部
10	" 10	1W	"	"
11	" 11	5W	車載	"
12	" 12	1W	携帯	"
13	" 13	1W	"	事業部
14	" 14	5W	車載	上下水道部
15	" 15	10W	可搬	総務部
16	" 16	5W	車載	上下水道部
17	" 17	5W	可搬	"
18	" 18	5W	車載	"
19	" 19	5W	"	総務部
20	" 20	1W	携帯	総務部
21	" 21	5W	"	総務部
22	" 22	5W	車載	事業部
23	" 24	5W	携帯	総務部
24	" 25	5W	"	"
25	" 26	5W	"	"
26	" 27	5W	"	"
27	" 28	5W	"	"
28	" 29	5W	"	"

\*資料 阪南市防災行政無線局運用管理規程【巻末資料5 参照】

イ 大阪府防災行政無線

府と、府の出先機関、府下市町村及び防災関係機関を結ぶ無線網であり、災害の予防及び災害復旧対策等における防災関係の情報並びに気象予警報等の収集・伝達に使用する。

(ア) 一斉通信

府からの災害時の気象予警報や各種情報等の全市町村に対する一斉伝達に利用される。

この一斉専用電話は、本市では危機管理課に設置されている。呼び出されれば、受話器を上げるだけで聞こえるので、内容をメモし、関係各課・本部長等に通報する。

(イ) 無線電話

府の各課や隣接市町村等に対し、加入電話が輻そうして利用しがたい場合には、この無線電話で連絡する。

大阪府災害対策本部事務局の無線

「 2 0 0 4 8 7 5 」

なお、災害対策本部設置時には、本部室に設置する夜間用電話器により、一斉通信及び無線電話の両方が利用できる。

\*図 大阪府防災行政無線回線系統図【巻末資料8 参照】

ウ 西日本電信電話(株)の災害応急復旧用無線

西日本電信電話(株)は災害時に有線電話が途絶した場合、通信サービスの確保を図るため、各種の災害応急通信設備を有している。

(2) 非常・緊急用電報

ア 非常・緊急扱いの電報の利用

災害時における緊急連絡のため一般の電報に優先して送信・伝達される電報である。

非常・緊急扱いの電報の利用方法

発信紙に「非常」又は「緊急」と朱書きし、西日本電信電話(株)に申し込む

(3) 非常通信

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等の全ての無線局は、平素は許可を受けた業務の他に使用することができないが、災害時の非常事態が発生したとき、又は発生するおそれがある場合で、西日本電信電話(株)その他の有線通信施設が事実上使用できないときは、「電波法52条」の規定により各種予警報の伝達、被害情報の報告、人命の救助、災害の救援、交通・通信・電力の確保、秩序の維持等に関する通信は、許可を受けた業務以外の通信(他人の通信を含む)でも取り扱える。これを非常通信といい、また、災害時の通信を総務大臣が各種無線施設の免許人に命じて確保させることを非常無線という。以上の通信は「災害対策基本法」でも、同様の規定がある。



市から大阪府への連絡は、下表のとおりであり、大阪地区非常無線通信協議会通信経路（市町村系）として定めてある。

非常無線通信の利用方法

加入電話や大阪府防災行政無線等各種の通信が利用できないとき、泉南警察署、消防組合、南海尾崎駅まで電文を送信して、伝達してもらう。

本市における非常通信の利用先は、次図のとおりである。

図 大阪地区非常無線通信経路

起点	級	非常通信経路
阪南市 危機管理課	A	0.2 km ..... 泉南警察署 ..... 府警本部 ..... 府庁 (総務課) (通信指令室) (危機管理室)
	A	0.5 km ..... 阪南岬消防組合 ..... 大阪市消防局 ..... 府庁 (通信機械係) (指令情報センター) (危機管理室)
	B	0.3 km ..... 南海尾崎駅 ===== 南海電鉄本社 ..... 府庁 (営業部運転指令) (危機管理室) 4.2 km

(注) 1 A級、B級とは総合信頼度をいう。

2 凡例 ..... 使徒区間 \_\_\_\_ 無線区間 \_\_\_\_\_ 有線区間 ===== 有線無線混在区間

### 第3 災害広報

地震災害が発生したとき、又は二次災害が発生するおそれがあるときは、人心の安定と速やかな復旧作業の推進に資するため、市民に対し迅速かつ適切な広報を行う。

#### 1 実施機関

広報責任者は、広報班長（市民の声をきく課）とし、情報総括責任者との密接な連携協力のもとに円滑な広報の実施を行う。

#### 2 広報の方法

各部において広報を必要とする事項は、総務班を通じて広報班に連絡する。ただし、緊急に必要なものについては消防組合等各部において適切に広報活動を実施し、事後速やかに総務班へ報告する。

#### 3 市民に対する広報

災害時における広報については、広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないように実施する。

##### (1) 広報の内容

地震災害の広報は、避難段階、二次災害警戒段階、救援段階、復旧段階等の各段階に応じて、市民の人心安定に必要とする情報の提供を行う。

- ア 災害時における市民の心がまえ
- イ 災害に係る気象情報及び雨量・水位・災害危険箇所等に関する状況
- ウ 被害状況（一般的な被害状況以外に、安否情報も含む）
- エ 災害応急対策の実施状況
- オ 避難の指示、勧告及び避難先の指示等
- カ 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- キ 電気、ガス、電話、水道等の供給状況、復旧の見通し
- ク 災害復旧の見通し
- ケ 交通規制及び交通機関の運行状況
- コ その他（給食、給水、生活必需品等の供与状況、ゴミの収集、運搬等生活関連情報）必要な事項
- サ 災害の補償や融資に関すること。

##### (2) 広報の方法

###### ア 市民に対する広報

広報は、広報内容、方法を的確に判断して効果的に行う。

- (ア) 市防災行政無線固定系による広報
- (イ) 各種広報車及びハンドマイクによる広報
- (ウ) 自治会等の協力

- (I) 避難所等における職員の派遣による広報
- (O) チラシ・ポスター等の印刷物による広報
- (K) 航空機等による広報
- (H) 新聞等の報道機関の協力
- (G) ケーブルテレビ・阪南市ホームページによる広報
- (E) 点字・ファックス等多様な手段による災害時要援護者に配慮した広報

イ 具体的な広報体制

市民に対する具体的な広報については、原則として次の方法により実施する。

- (A) 防災行政無線による方法
- (I) 防災行政無線の届かない地区については、広報車による。
- (U) 災害危険箇所については、防災行政無線による他、自治会長に対して電話で行う。
- (I) 避難の指示については、避難誘導員による戸別訪問も行う。
- (O) 市内全域について被害を受けたときは、航空機による広報について航空会社へ協力を要請する。

#### 4 報道機関に対する情報の発表

- (1) 災害の状況や応急活動の実施状況等を、必要に応じて報道機関に発表する。この情報提供は、情報内容の一元化を図るため、すべて広報班において行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。また、定期的な発表を行う。

- (2) 放送局の利用（緊急警報放送）

避難の指示等で緊急を要する場合に、災害対策基本法第57条に基づき、放送局を利用する必要があるときは、止むを得ない場合を除き原則として大阪府に次の事項を明らかにした上放送を依頼する。

- ア 放送要請の理由
- イ 放送事項
- ウ 希望する放送日時及び送信系統
- エ その他必要な事項

- (3) 災害時要援護者に考慮した広報

ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送・外国語放送の活用等災害時要援護者に配慮した広報を行う。

#### 5 広報資料の収集

- (1) 各機関でとりまとめた資料を最大限に利用し、災害現場における現地取材を行う。

- (2) 災害写真の撮影

- ア 現場に写真撮影班を派遣して、被害写真を直ちに撮影する。
- イ 各班及び他の機関が撮影した写真の収集に努める。
- ウ 災害写真は速やかに引き伸ばし、掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から

依頼があった場合には、これを提供する。

## 6 災害相談

災害の状況により、被災した市民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し速やかに関係各班及び機関に連絡する。相談業務の内容は、次のとおりである。

- (1) 行方不明者の捜索
- (2) 災害応急生活の知識
- (3) 被災住宅の修理、住宅のあっせん
- (4) 生業資金のあっせん、融資
- (5) 被災証明書の発行

## 第5節 広域応援等の要請・受入れ

### 第1 関係機関等への応援の要請

地震災害に際して、本市のみでは対応が不十分となる場合には、災害対策基本法に基づき、関係機関や各種団体に対して職員の派遣を要請し、応急対策又は災害復旧の万全を期する。

#### 1 応援の要請

災害時の応援については、応急措置を実施するため、労働力の提供を短期間身分の移動を伴わずに、応援隊を要請するものである。

なお、応援に要した費用（交通費、諸手当、食糧費、資機材等の費用及び輸送費）等については応援を受けた本市が負担し、応援隊は本市の指揮下に入る。

##### (1) 応援の要請ができる要件

本市の地域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

- ア 応急措置を実施するため必要があると認めるとき。
- イ 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- ウ 緊急を要するとき、地理的にみて近隣の市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合

##### (2) 応援に当たっての要請事項

- ア 災害の状況及び応援を要請する理由
- イ 応援を必要とする期間
- ウ 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- エ 応援を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要事項

##### (3) 知事に対する応援要請

「災害対策基本法第68条」に基づき、大阪府知事に対して応援要請を行う。この場合には、市から大阪府危機管理室を通じて行う。

##### (4) 他の市町村に対する応援の要請

「災害対策基本法第67条」に基づいて、他の市町村長に対して応援要請を行う。

#### 2 職員の派遣要請

地震災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本市の職員のみでは対応ができない場合は、大阪府、他の市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の派遣を要請することができる。

(1) 職員の派遣の要請

「災害対策基本法第29条」又は「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17」の規定により職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を勘案して、災害応急対策、災害復旧対策に関し必要な事項について、派遣先の身分に併任されて派遣先の事務を行うものである。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんの要請

「災害対策基本法第30条」に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、府知事に対し、職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書で行う。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、「災害対策基本法第32条、第92条、同施行令17、18、19条」に定めるところによる。

### 3 労働者の確保

(1) 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するための人員が労働者の雇い上げ等によっても、なお不足し、特に必要が認められる場合は従事命令又は協力命令を発し、対策要員を確保する。

ア 強制命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条 第1項 第2項	市町村長 警察官 海上保安官
災害救助作業	従事命令 協力命令	災害救助法第24条 災害救助法第25条	知事
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条 第1項 第2項	知事 市町村長 (委託を受けた場合)
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17号	水防管理者 消防機関の長

イ 命令対象者

命令区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策及び救助作業)	1 医師、歯科医師及び薬剤師 2 保健師、助産師及び看護師 3 土木技術者及び建築技術者 4 大工、左官及びとび職 5 土木、建築業者及びその従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従事者 10 港湾運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官又は海上保安官の従事命令(災害応急対策全般)	当該市町村の区域の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務遂行による警察官の従事命令(災害応急対策全般)	その場に居合せた者その物件の管理者
消防法による消防吏員又は消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者又は消防機関の長の従事命令(水防作業)	水防の現場にある者又は区域内に居住する者

ウ 公用令書の交付

従事命令若しくは協力命令を発するとき、又は発した命令を変更し、若しくは取り消す時は、公用令書を交付する。

エ 費用

本部長が災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては実費を弁償する。

オ 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者がそのことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合には法律又は条例の定めるところにより、その損害を補償する。

\*様式 公用負担権限証明書【巻末様式14 参照】

\*様式 公用負担証【巻末様式15 参照】

(2) 公共職業安定所の労働者供給

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給あっせんを依頼する。

ア 必要労働者数

イ 男女別内訳

ウ 作業の内容

エ 作業実施期間

オ 賃金の額

カ 労働時間

キ 作業場所の所在

ク 残業の有無

ケ 労働者の輸送方法

コ その他必要な事項

(3) 自治会等の民間団体の協力

災害時における地域の防災活動に、地区や職場などの自治会・団体等に協力を求める。

## 4 要員の任務

災害時に派遣された要員、労働者等は、本部長の指揮下で、それぞれ次の災害対策の業務に従事する。

(1) 災害対策実施機関の職員

本市の防災計画に従い、その対策に従事する。

(2) 民間協力団体

奉仕団の活動内容は主として次のとおりであるが、活動内容の選定に当たっては奉仕団等の意見を尊重して行う。



- ア 炊出し、その他災害救助活動の協力
- イ 清掃及び防疫
- ウ 災害応急対策用物資、資器材の輸送及び配分
- エ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- オ 軽易な作業の補助
- カ その他上記の作業に類した作業

(3) 一般労働者

- ア リ災者の安全な場所への避難支援
- イ 医療及び助産における各種移送業務
- ウ リ災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救済用物資の輸送
- カ その他災害応急対策実施上の補助業務

(4) 従事者

従事命令又は協力命令を受けた者は、その公用令書に記載された業務に従事する。

(5) 派遣職員

派遣職員は、職種に応じて指示された業務に従事する。

## 第2 緊急消防援助隊の派遣要請

市の消防力及び府内の消防応援だけでは市域で発生した災害に対処できないと判断したときは、速やかに、知事に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

## 第3 広域応援等の受入れ

市長は、広域応援等を要請した場合、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、適切な場所へ受け入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

### 1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、警察等と連携し被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

### 2 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

### 3 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定 【2-87 頁参照】

## 第4 自衛隊派遣要請

地震災害が発生し、又は二次災害の発生するおそれのある場合で、市民の人命・財産を保護するため本部長が自衛隊の災害派遣を要すると判断したときは、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

### 1 実施機関

総務班は、本部長の指示により地震災害の状況により人命及び財産の保護の応急対策の実施が市単独では困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要又は効果的であると認める場合、災害対策基本法第68条2の規定に基づき、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

### 2 市長の災害状況の通知

市長は、通信の途絶等により知事に対しての要請の要求ができない場合は、直接自衛隊（陸上自衛隊第37普通科連隊）に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

### 3 自衛隊の自主的派遣

災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく自らの判断で基準に基づいて部隊を派遣する。

### 4 災害派遣要請基準

要請基準は、次のとおりである。

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき。
- (2) 地震災害が発生し、又は二次災害発生が予想され、緊急措置に応援を必要とするとき。
- (3) 市内で大規模災害が発生し、応急措置に応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

### 5 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣は、上記の本部長の依頼による知事からの要請に基づく部隊等の派遣以外にも、次の場合に部隊等の派遣がある。

- (1) まさに災害が発生しようとしている場合における知事の要請に基づく災害派遣
- (2) 災害発生事態に照らし、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて、知事からの要請を待たないで自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

## 6 災害派遣の要請手続

(1) 前項における派遣要請の要求の判断は、泉南警察署、消防組合等関係機関の長と協議の上、迅速に行う。

(2) 派遣要請の要求は、下記の事項を別紙の様式に明記し、口頭、又は電話等で知事(府危機管理室)に行く。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

ア 災害の情况及び派遣要請を要請する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(3) 自衛隊に対する情報の提供

市長は、自衛隊の災害派遣を考慮する場合、自衛隊に対する災害派遣の要請の有無にかかわらず、できるかぎり早期に災害関係情報等を自衛隊に提供するものとする。

(4) 自衛隊派遣・撤収要請との手順

本市の担当部隊は、陸上自衛隊第3師団第37普通科連隊である。

自衛隊派遣・撤収要請等の手順は、次図のとおりである。

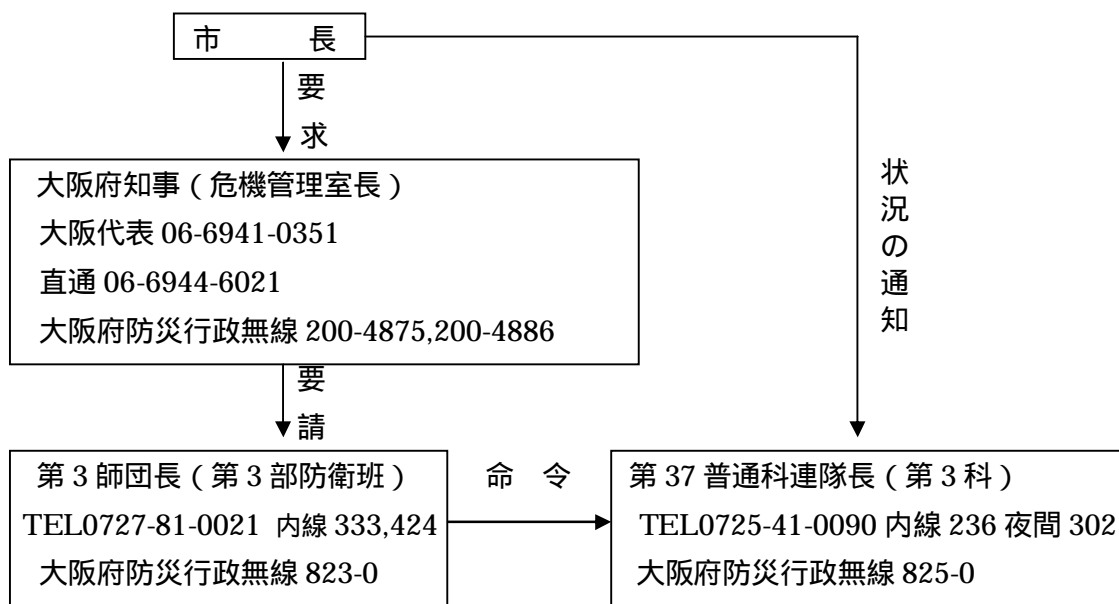


図 自衛隊派遣・撤収要請等手順図

## 7 派遣部隊の受入体制

派遣要請を要求したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるようにその受入体制について、次のことを行う。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行ったときは、必要により泉南警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入体制

- ア 市は、責任者に総務部長を受入部長として指定し、派遣部隊の指揮官と連絡調整に当たる。
- イ 受入体制の確立  
派遣部隊の集結及び宿泊場所等を確保する。
- ウ 作業計画及び資機材等の整備  
自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容・計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。
- エ ヘリポートの設営等  
災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合は、ヘリポートを準備する。

(3) 自衛隊の活動内容

自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 避難者等の搜索活動
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 物資の無償貸与及び譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

## 8 派遣部隊等の撤収要請

本部長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、速やかに口頭又は電話により知事（府危機管理室）に対し撤収の要請を依頼する。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

\*様式 自衛隊の災害派遣要請依頼書【巻末様式 25 参照】

\*様式 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請依頼書【巻末様式 26 参照】

## 第5 民間協力及びボランティアの受入れ

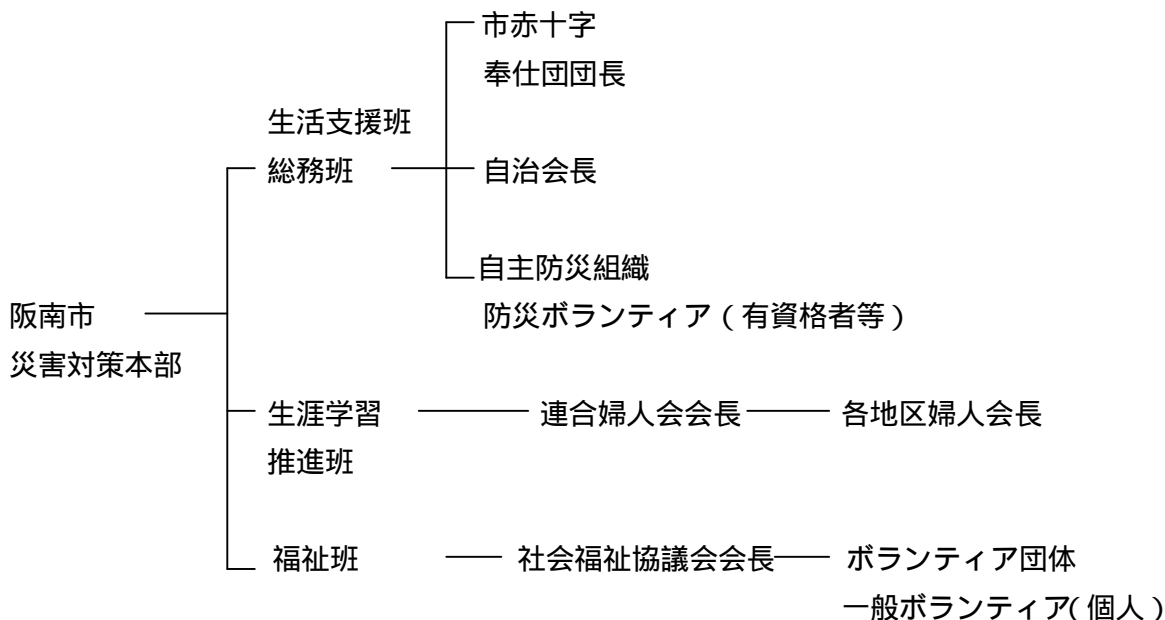
市は、大地震が発生して被災範囲が広範囲にわたり、被災者が多数に及ぶ場合で、防災関係機関の職員だけでは応急対策の実施が十分に行えないときは、可能な範囲で市民や民間団体の協力を得る。

### 1 労働者確保の種別

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段はおおむね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用するものとする。

- (1) 災害対策実施期間の常用労働者及び関係者等の労働者の動員
- (2) 防災関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (3) 日赤奉仕団等の協力動員
- (4) 自主防災組織、自治会の動員
- (5) ボランティアの動員
- (6) 公共職業安定所の斡旋供給による一般労働者の動員
- (7) 緊急時における従事命令等による労働者の動員

### 2 民間協力団体等への連絡系統



### 3 ボランティアの受入れ

市社会福祉協議会は、本部事務局との情報交換施設を備えたボランティアコーナーを設置し、ボランティアの受付、調整など受入れ体制を確保し、活動の円滑な実施を図る。また、ボランティアの活動拠点は、西鳥取公民館とする。

#### 4 防災ボランティア（有資格者等）の受入れ

市は、防災知識、技術、資格等を有する団体又は個人を対象とする阪南市防災ボランティア登録制度により、防災ボランティアの受入れ・登録を行い円滑な応急対策の実施を図る。

#### 第6 各機関による連絡会議の設置

市は、府、市町村、警察、日本赤十字社及び自主防衛組織等が、相互に連携した災害応急対策活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

## 第6節 初動期の活動に関する対応

### 第1 救出・救急活動

地震災害のため生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索してその者を保護するため、救出活動を行う。

#### 1 実施担当及び救出体制

実施担当及び救出体制は次のとおりである。

- (1) 消防組合及び消防団が泉南警察署、岸和田海上保安署と協力して実施するが、消防機関等のみでは対応できない場合は、周辺市町村、府警察、大阪府等に応援を要請する。
- (2) 被災者の救出体制は、消防機関等による救助隊を編成し、救助に必要な車両、特殊機械器具、その他資器材を使用して迅速に救出作業に当たる。
- (3) 市自体の機能で救出が困難であり、かつ救出作業に必要な車両、船艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、具体的内容を明示して知事又は隣接市町村に応援等を要請する。

#### 2 救出の対象

##### (1) 救助隊の出動

- ア 火災時に火中に取り残されたような場合
- イ 倒壊家屋の下敷きになったような場合
- ウ 流出家屋及び孤立した所に取り残されたような場合
- エ 崖くずれ、山くずれ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなった場合
- オ 電車、自動車、航空機、船舶等による集団的事故が発生した場合
- カ ガス、危険物、薬品、放射性物質等の爆発、流出、漏洩等が発生した場合
- キ その他これに類似する場合

##### (2) 対象者

- ア 行方不明の者で諸般の情勢から判断して、生存していると推定される場合
- イ 行方は判っているが、生存しているか否か明らかでない場合

#### 3 救出の方法

- (1) 消防機関は、救助隊を編成するとともに、救出に必要な車両・舟艇・特殊機材・救助用資機材等を準備又は調達し、迅速に救出活動を実施する。
- (2) 救出活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、関係機関とも連携し、救出を行う。

#### 4 救急活動

- (1) 救急活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- (2) 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先等を確保するために、現場本部に応急救護所を設置して応急救護を実施する。  
なお、負傷の程度や救護所の能力によっては、関係機関と連携して医療機関への搬送を行う。

#### 5 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は、次表による。

なお、災害救助法による措置を実施した時は、救助実施記録日計表を作成し、総務班へ報告する。

\*資料 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表【巻末資料9 参照】

#### 6 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に救助・救急活動を実施する。



## 第2 医療・救護活動

市は、府及び関係機関の協力のもと、災害により医療・助産の途をなくした被災地の市民に対し、応急的な医療及び助産の救護活動を行う。

### 1 実施担当

本部長が主体となり、市災害医療センターである阪南市立病院及び泉佐野泉南医師会等において応急的な医療・助産を行う。

### 2 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のために医療の途を失った者
- (2) 災害発生の日前後1週間以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者

### 3 医療情報の収集・提供活動

府医療機関情報システム、府防災情報システム及び泉佐野泉南医師会等の協力により、人的被害・医療機関被害状況及び被害地区医療ニーズを速やかに把握して対策の検討を行うとともに、直ちに市の医療関係情報を府に報告し、併せて市民にも情報提供と協力依頼を行う。

### 4 現地医療の確保

#### (1) 医療救護班

ア 阪南市立病院は、泉佐野泉南医師会等の協力を得て次のような医療救護班（3 班集体）を編成する。

医療救護班	—	医 師	1
	—	看護師	2
	—	補助員	1

イ 医療救護班編成のための参集場所は保健センターとする。ただし、災害対策本部（市）が参集場所を指示したときは、それに従う。

#### (2) 医療救護班の編成・派遣

##### ア 医療救護班の編成・派遣

阪南市立病院は、災害の状況に応じて速やかに泉佐野泉南医師会と協力して、医療救護班を編成し、市の定める参集場所に派遣し、医療救護活動を実施する。

医療救護班は原則として現地医療活動を行うために当座必要な資材機材等を携行する。

##### イ 負傷者が多い場合の措置

市単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、府、及び日本赤十字社

大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

ウ 市災害医療センター

市災害医療センター（阪南市立病院）は、医療救護班（3班体制）を派遣して医療救護活動を実施する。

(3) 医療救護班の搬送

原則として医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(4) 救護所の設置・運営

ア 応急救護所は、災害による被害が甚大で、現場における応急処置やトリアージ等の救急活動が必要な場合に、現場付近に設置する。

イ 医療救護所は、軽傷患者の医療や被災市民等の健康管理が必要な場合に、避難所、保健センター、各医療機関に設置する。

ウ 医療機関の管理者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定することができる。

(5) 医療救護班の受入れ・調整

救護班（健康増進課・保険年金課）は、医療救護班の受入れ窓口を設置し、府（保健所）及び日本赤十字社の支援・協力のもと救護所の配置調整を行う。

## 5 現地医療活動

(1) 救護所における現場医療活動

ア 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される緊急医療班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

府、市、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽傷患者の医療や被災市民等の健康管理を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療科等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

ア 患者に対する応急処置

イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ

ウ 搬送困難な患者及び軽傷患者に対する医療

エ 助産救護

オ 被災市民等の健康管理

カ 死亡の確認

キ その他状況に応じた処置

(3) 被災地域内医療設備の支援要請

市は、必要に応じ、府にヘリカルCT車、レントゲン車(「はと号」)等の派遣を要請する。

## 6 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、医療関係機関と協力して、市災害医療センターを拠点とし、泉佐野泉南医師会の協力を得て、患者の受入れ病床を確保する。

市が管内の医療機関で後方医療のための病床が確保できないときは、府が提供する医療機関情報システムにより医療情報を把握するとともに、府に要請し、病床の確保を図る。

また、府は確保した受入れ病床の情報を速やかに市等に提供する。

## 7 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重傷度等に応じて受入れ治療を行う。

### (1) 受入れ病院の選定と搬送

市は、医療機関情報システム等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

### (2) 患者搬送手段の確保

#### ア 陸上搬送

(ア) 患者の陸上搬送は、原則として市が所有する救急車で実施する。救急車が確保できない場合は、市が搬送車両を確保する。

(イ) 市において搬送車両が確保できないときは近隣市町、協定市町村及び府に救急車または搬送車及び要員の要請を行う。

#### イ ヘリコプター搬送

市においてヘリコプター搬送が必要と認めるときは、府に要請する。この場合、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期すとともに、関係機関と緊密な連携を図る。

## 8 災害医療機関の役割

### (1) 災害拠点病院

大阪府下において大規模災害が発生したときは、次の医療機関が中心になり、独自に又は府・市町村の要請により災害による負傷者等に対応する。

#### ア 基幹災害医療センター

基幹災害医療センターは下記の地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害医療センター間の調整を行う。

#### イ 地域災害医療センター

地域災害医療センターは次の活動を行う。

- (ア) 24時間緊急対応により、多発外傷・挫滅症候群・広範囲火傷等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- (イ) 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- (ウ) 地域の医療機関への応急医療資機材の貸出し等の支援
- (2) 特定診療災害医療センター
  - 特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児疾患、精神疾患等専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。
    - ア 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
    - イ 疾病患者に対応する医療機関間の調整
    - ウ 疾病患者に対応する医療機関等への支援
    - エ 疾病に関する情報の収集及び提供
- (3) 市災害医療センター
  - 阪南市立病院を市災害医療センターとし、次の活動を行う。
    - ア 市の医療拠点としての患者の受入れ
    - イ 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整
- (4) 災害医療協力病院
  - 災害医療協力病院は災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

表 近隣の災害拠点病院等及び市内医療機関一覧表

基幹災害医療センター

(平成17年4月1日)

名 称	標榜科目	住 所	電 話
大阪府立急性期・総合医療センター	内・精・消・神内・小・循・眼・耳鼻咽 放射・歯・口外・麻酔・外・胃・形外・ 脳外・心外・皮・泌・産婦 等	大阪市住吉区万代 東3-1-56	06-6692-1201

地域災害医療センター

(平成17年4月1日)

名 称	標榜科目	住 所	電 話
市立泉佐野病院	内・呼・小・眼・耳鼻咽・リハ・口外・ 麻酔・放射・循・神・外・整形・皮・ 泌・産婦・形外・脳外・心外	泉佐野市りんくう 往来北2-23	0724-69-3111
府立泉州救命救急センター	内・小・麻酔・放射・外・整形・脳外	泉佐野市りんくう 往来北2-24	0724-64-9911

特定診療災害医療センター

(平成17年4月1日)

名 称	標榜科目	住 所	電 話
府立成人病センター	内・呼・消・循・眼・耳咽・泌・内泌外・ 麻・神・脳外・外・整・産・心外・婦	大阪市東成区中道 1-3-3	06-6972-1181
府立精神医療センター	精・歯	枚方市宮之阪 3-16-21	072-847-3261
府立呼吸器・アレルギー・ 医療センター	内・小・呼・眼・耳咽・歯・放射・ 循・外・産・皮・呼外・肺腫瘍内・ 結核内・喘息内・消・消外・麻	羽曳野市はびきの 3-7-1	0729-57-2121
府立母子保健総合医 療センター	産・婦・小・内・循・神内・外・整・ 形外・脳外・心外・小外・泌・眼・ 耳咽・放・麻・歯・口外・矯正・リ ハ	和泉市室堂町84 0	0725-56-1220

病院施設

(平成17年4月1日)

名 称	標榜科目	住 所	電 話
玉井整形外科内科病院	内・外・消・脳外・整・肛・泌・リ ウ・リハ・放	阪南市下出492	71-1691
大阪リハビリテーショ ン病院	内・外・整・リウ・リハ・循・消・ 神内・眼・放・呼	阪南市自然田94 0	73-2000

阪南市災害医療センター

(平成17年4月1日)

名 称	標榜科目	住 所	電 話
阪南市立病院	内・小・循・胃・眼・耳鼻・ リハ・歯口・外・整形・婦・ 放・麻	阪南市下出17	71-3321

第4編 地震災害応急対策

一般診療所（歯科を除く）

（平成17年4月1日）

No.	名称	専門科	住所	電話
1	古家外科	内・外	鳥取中167	72-0675
2	田中外科内科クリニック	内・外・整・皮・循・放・消	下出660-3	71-1501
3	葛原耳鼻咽喉科	耳	下出105-1	71-6022
4	磯部皮膚科	皮	尾崎町1-10-21	71-5454
5	笠松産婦人科小児科	小・産・麻	鳥取中192-2	71-3222
6	岡胃腸科・内科	内・消	下出262-3	73-2260
7	松若医院	内・小	舞3-31-23	71-1521
8	前川クリニック	放・内	尾崎93-9 九鬼ビル2F	73-0373
9	中井小児科医院	小・内	尾崎8-1-2	71-7376
10	こばた眼科	眼	下出39-7	71-6213
11	ながまつレディースクリニック	産・小・内	鳥取628-1	72-3788
12	藪下脳神経外科・内科	内・神・脳・理・消・循・神内・整・放・リ	鳥取440-1	72-2288
13	ふじた眼科	眼	箱作321和久ビル1F	76-2789
14	向井医院	内・小	鳥取中299-1	72-0303
15	高松泌尿器科	内・泌	新町52-1	73-3161
16	田中医院	精・内・神	箱作441-26	76-0721
17	野村内科	内・呼・循・放	下出40-11ネゴロビル1F	71-5316
18	里神内科	内・消・放	鳥取658-3	72-5355
19	みなみ小児科	小・循	鳥取617-1	72-7239
20	いんべさくらクリニック	内・外・整・リハ・放・麻	箱作326-5	76-5528
21	あまの皮ふ科	皮	尾崎町53-1MKビル2F	71-7722
22	上野山眼科	眼	下出719-1サンウェルビル2F	72-3291
23	中筋医院	外・肛・消・リハ	尾崎町2-5-24	72-0213
24	大澤胃腸科	外・肛・消	鳥取417-3	71-1006
25	成子クリニック	胃・外・内・肛・リハ	自然田466-86	71-7005
26	川口耳鼻咽喉科医院	耳	鳥取654-3	72-5551
27	いりぐち医院	内・消・放	箱作1507-22	76-0647
28	角谷内科医院	内・消	下出164-2	73-5288
29	阪口内科・皮膚科クリニック	内・皮・循・消・呼・リハ	箱作337-1	81-3939
30	佐藤眼科医院	眼	自然田466-92	70-2220
31	たか内科小児科クリニック	内・小	さつき台1-2-1	72-4976
32	玉井内科クリニック	内・呼・循	尾崎町2-12-11	72-7373
33	辻レディースクリニック	内・産	黒田590サンギャラリー2F	70-0125
34	別所クリニック	内・外（内・外共に在宅医療）	和泉鳥取953-6	73-5600
35	第二なぎさクリニック	内・小・眼・耳・泌・皮・整・脳 消・循・透・リハ	箱の浦452番地の3	81-3456

【凡 例】

内	内科	肛	肛門科	放	放射線科
小	小児科	性	性病科	理	理学診療科
外	外科	消	消化器科	整	整形外科
産	産婦人科	脳	脳神経外科	精	精神科
胃	胃腸科	眼	眼科	呼	呼吸器科
皮	皮膚科	耳	耳鼻咽喉科	循	循環器科
泌	泌尿器科	麻	麻酔科	リハ	リハビリ科
リウ	リウマチ科	神内	神経内科	神	神経科
歯口	歯科口腔外科	婦	婦人科	透	人工透析

9 医療器具、医薬品等の調達

医療・助産の救護活動に必要な医薬品、医療資機材については、保有するものを優先的に使用するが、不足する場合には市内の薬局等、医薬品等関係団体の協力を得て調達するとともに、なお調達が困難な場合は大阪府に斡旋を要請するものとする。

10 巡回健康相談等の実施

救護班は、被災者の健康状態に配慮して、必要に応じ、避難所、在宅の災害時要援護者等に対しては戸別に、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

11 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は、参考資料による。

なお、災害救助法による措置を実施した時は、救助実施記録日計表を作成し、総務班へ報告する。

\*資料 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表【巻末資料9 参照】

### 第3 緊急輸送活動

地震災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、各機関の保有する車両、船舶、航空機等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達するなど、緊急輸送体制を確保する。

#### 1 実施担当

総務班及び救護班は、災害応急対策に要する物資・資機材の輸送、あるいは被災者及び災害応急対策要員の移送に関する輸送手段の確保や手配を実施する。

なお、輸送の実施はその応急対策を実施する班において担当する。

#### 2 緊急交通路

地震災害発生時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための市内の緊急交通路は、次のとおりである。

表 広域緊急交通路及び地域緊急交通路一覧表

指定区分	施設名	区間
広域	阪和自動車道	市域全域
	国道26号	市域全域
地域	府道鳥取吉見泉佐野線	兔砥橋～尾崎北
	府道東鳥取・南海線	桜ヶ丘～阪南インターチェンジ前
	府道自然田鳥取荘停車場線	鳥取～阪南インターチェンジ前
	市道尾崎自然田線	尾崎北～下出西
	市道尾崎黒田南線	下出西～黒田南
	市道尾崎桑畑線	石田～桑畑グラウンド
	市道光陽台舞線	鳥取南～光陽台
	市道箱作駅前線	全線
	市道丘陵東線	全線
	市道丘陵西線	全線

#### 3 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。

#### 4 啓開作業

道路施設の被害が甚大で緊急交通路が途絶したときは、道路管理者は関係機関等の協力を得て、この輸送路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。



## 5 緊急輸送の対象等

(1) 緊急輸送の対象は、次のとおりである。

- ア 被災者
- イ 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
- ウ 飲料水、食料、生活必需品等
- エ 救援物資等
- オ 応急復旧に係る要員、資機材等

(2) 輸送順位

- ア 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- イ 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ウ 上記のア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

## 6 緊急輸送の方法

輸送に当たっては、車両、鉄道、船舶、航空機等の手段が考えられるが、その確保については、次のとおり実施する。

(1) 自動車による輸送

ア 車両の確保

本市で保有する車両等は、次表のとおりである。また、市保有の車両で不足する場合は、市内の運送業者に協力を要請する。

表 公用車一覧表

	所管課	車種	車両番号		所管課	車種	車両番号
1	議会事務局	普通・乗用	和泉300そ3687	32	さつき園	普通・特殊	和泉800さ 7511
2	生涯学習推進課	小型・貨物	和泉400さ6946	33	議会事務局	普通・乗用	和泉33ぬ 796
3	総務課	軽自・貨物	和泉41ゆ7654	34	教育総務課	普通・乗合	和泉22す 736
4	保険年金課	軽自・貨物	和泉41ゆ7655	35	老人福祉センター	普通・特殊	和泉800さ669
5	建設課	軽自・貨物	和泉41と1001	36	さつき園	普通・特殊	和泉800さ670
6	健康増進課	軽自・貨物	和泉41み7968	37	さつき園	軽自・特殊	和泉88あ 2122
7	健康増進課	小型・貨物	和泉46の8230	38	西鳥取公民館	軽自・貨物	和泉41な 9815
8	尾崎公民館	小型・貨物	和泉46の8231	39	健康増進課	普通・特殊	和泉88す 5781
9	健康増進課	小型・貨物	和泉46ち982	40	秘書室	普通・乗用	和泉33て 7103
10	税務課	軽自・貨物	和泉43き698	41	総務課	普通・乗合	和泉22ゆ 132
11	管理課	小型・貨物	和泉46の8470	42	税務課	軽自・乗用	和泉50よ 5038
12	管理課	小型・貨物	和泉400す5017	43	管理課	軽自・貨物	和泉41る 1967
13	市民福祉課	小型・貨物	和泉46の 8592	44	図書館	軽自・貨物	和泉41る 2170
14	教育総務課	小型・貨物	和泉46の 8590	45	税務課	軽自・貨物	和泉41も 3686
15	生活環境課	小型・貨物	和泉46の 8589	46	人事課	軽自・貨物	和泉41も 3687
16	資源対策課	小型・貨物	和泉400さ109	47	建設課	軽自・貨物	和泉41も 4450
17	市民の声をきく課	小型・貨物	和泉400さ112	48	生活環境課	軽自・貨物	和泉43け 1853
18	教育総務課	普通・乗用	和泉34つ6458	49	さつき園	小型・乗用	和泉53そ 3459
19	総務課	小型・貨物	和泉400さ110	50	都市整備課	軽自・貨物	和泉41も 4823
20	都市整備課	小型・貨物	和泉400す5250	51	箱作区画整理事務所	軽自・貨物	和泉41も 4822
21	建設課	小型・乗用	和泉77ね 811	52	東鳥取公民館	小型・乗用	和泉53そ 8745
22	商工観光課	小型・貨物	和泉46の8953	53	管理課	軽自・貨物	和泉41ほ 3977
23	老人福祉センター	軽自・貨物	和泉41は4383	54	管理課	軽自・貨物	和泉41ほ 4611
24	箱作区画整理事務所	小型・貨物	和泉46ぬ2978	55	建設課	軽自・貨物	和泉41ほ 5092
25	環境センター推進室	軽自・貨物	和泉41み9928	56	教育総務課	軽自・貨物	和泉41る 5957
26	スポーツ振興課	小型・乗用	和泉54ひ9962	57	さつき園	軽自・特殊	和泉80あ 1187
27	教育総務課	軽自・貨物	和泉41み9927	58	市民福祉課	軽自・貨物	和泉43え 4408
28	給食センター	軽自・貨物	和泉41は6400	59	市民福祉課	軽自・乗用	和泉50を 1654
29	税務課	軽自・乗用	和泉50に4327	60	図書館	普通・特殊	和泉88せ 3891
30	さつき園	普通・乗用	和泉300た2760	61	スポーツ振興課	軽自・貨物	和泉43あ 1477
31	老人福祉センター	普通・乗用	和泉300た2761	62	生涯学習推進課	軽自・乗用	和泉51に 5569

\*総数 62 台、他に上下水道部 12 台

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

#### イ 供給方法

災害対策本部の各班において車両の必要が生じたときは、総務班へ配車要求書を提出して配車を受ける。

ウ 市内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して大阪府に調達あっせんを要請する。

- (ア) 輸送区間及び借り上げ期間
  - (イ) 輸送人員又は輸送量
  - (ウ) 車両等の種類及び台数
  - (エ) 集結場所及び日時
  - (オ) その他必要な事項
- (2) 鉄道による輸送  
自動車による輸送が困難な場合には、西日本旅客鉄道(株)、南海電鉄(株)に要請して輸送手段を確保する。
- (3) 船舶による輸送  
陸上輸送が不可能な場合又は船舶の方が効率的な場合については、船舶による輸送を確保する。
- (4) 航空機による輸送  
市は、救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活用して応急対策活動を円滑に実施するため、あらかじめ選定している災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。

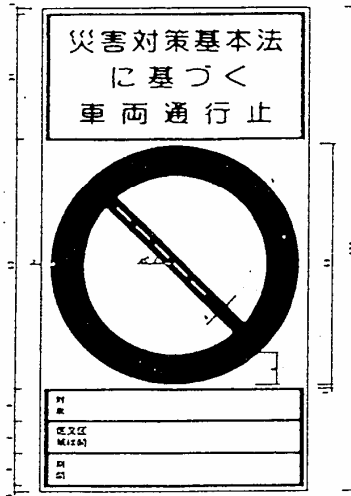
## 7 緊急通行車両の確認

大阪府公安委員会が「災害対策基本法第76条第1項」に基づく交通規制を実施した場合、知事又は公安委員会（泉南警察署長）に対して、緊急通行車両の確認申請をし、緊急輸送を実施する。

### (1) 緊急通行車両の範囲

災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策及び応急措置の輸送を行うための車両。

図 緊急通行車両以外の車両通行禁止標識



(備考)

- 1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯わくを赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

(2) 申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、本部長は、緊急通行車両確認申請書を大阪府知事（府危機管理課）又は大阪府公安委員会（大阪府警察本部又は泉南警察署）に提出する。また、事前届出を行っている車両については、泉南警察署に申請書を提出する。

\* 様式 緊急通行車両確認申請書【巻末様式 12 参照】

(3) 緊急通行車両の確認証明書及び標章

緊急通行車両の確認を受けた場合は、知事又は公安委員会から別紙の証明書及び標章を交付されるので、標章は車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書は当該車両に備え付ける。

\* 様式 緊急通行車両確認証明書【巻末様式 13 参照】

図 緊急通行車両標章



(備考)

- 1 文字及び円の記号の色彩は赤色、地の色彩は白色とする。
- 2 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

(4) 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的にあらかじめ定められた場所（総合体育館）に集積する。

(5) 非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、あらかじめ依頼した業者から調達する。  
なお、救助実施記録日計表及びその他関係書類を作成し、総務班へ報告する。

\*資料 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表【巻末資料9参照】

## 第4 ライフライン関係緊急対応

ライフラインに関わる事業者は、地震災害発生時における迅速な初動体制と二次災害防止対策を実施するものとする。

### 1 被害状況の報告

ライフラインに関わる事業者は、地震が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、被害が生じた場合は本市に報告する。

### 2 各事業者における対応

1 本市は、上水道、下水道施設において二次災害が発生する恐れのある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関、泉南警察署及び付近住民に通報する。

2 西日本電信電話(株)は、災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱うこととする。

### 3 関西電力株式会社

#### 1 情報収集、対策要員確保

(1) 地震の突発性に即応できるように、応急対策(工事)に従事可能な人員をあらかじめ調査し把握しておく。

(2) 非常災害時における特別組織による動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にし、協力会社及び他電力会社に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

#### 2 危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大等に伴い感電等の二次的災害のおそれがある場合で、会社が必要と認めたとき又は警察署若しくは消防署より送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防処置を講ずる。

#### 3 応急復旧対策

##### (1) 応急復旧用資材の確保

ア 各施設、物品等の被害状況の把握

イ 応急復旧用資材の緊急手配及び運送

ウ 応急復旧用資材の設計充足及び配置に関する合理的計画の確立

エ 緊急用資材等の現地調達

##### (2) 復旧用資材置場及び仮電柱建設用地の確保

災害時において復旧用資材置場及び仮電柱建設用地の確保の必要があり、かつ、単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合には、関係者に要請してその確保を図る。

(3) 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、避難場所、医療機関、報道機関等を原則として優先するなど被害状況、各施設の被害状況及び各設備の復旧の難易を勘案し、復旧効果の高いものから順次実施する。

- 4 大阪ガス(株)は、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、消防機関、泉南警察署及び付近住民に通報する。

## 第7節 避難誘導

### 第1 避難の勧告・指示

市域（近隣市町域）において、地震により災害が発生した場合、人命の安全を確保するため、危険区域内にいる市民に対して避難のための立退きを勧告し又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る。

#### 1 実施担当

総務班は、災害の状況により警察署及び関係機関と連携のもと、市長の指示（命令）に基づき市民の安全を図るために避難誘導等を行う。

総務班は、市長の指示（命令）に基づき避難勧告及び指示に的確に伝達するため、各担当班の調整等を行う。

福祉班は、市長の指示（命令）に基づき災害時要援護者の安全確保を図るため、避難誘導等を行う。

各施設管理者は、市長の指示や協力要請を受けて、避難所の開放及び開設に協力するとともに収容体制を整えて、円滑な避難に協力する。

#### 2 避難のための立退きの勧告又は指示等の権限

避難のための立退きの勧告又は指示の実施責任者は、災害の種類等により次のとおりである。

表 避難の勧告・指示の実施責任者

実施責任者	災害の種類	要件(内容)	根拠法
市長 (勧告、指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条
知事 (勧告、指示)	災害全般	市において、事務の全部又は大部分を行うことができなくなった場合、知事が本事務の全部又は一部を市長に代わって行う。	災害対策基本法第60条
警察官 (指示)	同上	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条 (昭和23年法律第136号)



実施責任者	災害の種類	要件(内容)	根拠法
海上保安官 (指示)	同上	市長が避難のための立退きを指示することができ ないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条
知事、その命を 受けた職員・水 防管理者(指示)	洪水、高潮	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫して いると認められるとき。	水防法第22条 (昭和24年法律 第193号)
知事、その命を 受けた職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認め られるとき。	地すべり等防止法 第25条(昭和33年 法律 第30号)
自衛官 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状 況により特に急を要する場合で、警察官がその現場 にいない場合	自衛隊法第94条

### 3 避難の一般的基準

避難の勧告又は指示は、原則として次のような状態になったときに発する。

- (1) 地震が発生し、火災や家屋の倒壊の危険のため避難の必要が生じたとき。
- (2) 地震が発生し、土砂災害や河川及びため池の決壊等による危険が切迫しているとき。
- (3) 地震が発生し、爆発のおそれがあるとき。
- (4) その他市民の生命又は身体及び財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

### 4 避難の勧告及び指示

- (1) 市長又はその他の実施者が、その管轄区域内において危険が切迫し、あるいは必要な場合は事態に応じて、避難のための立退き勧告又は指示を行い、当該勧告又は指示をした旨を速やかに関係機関に通報する。

なお、緊急の場合以外は原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

- (2) 市長は、勧告又は指示を行った場合、その旨を知事に報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を公示するとともに知事に報告する。

### 5 避難の勧告及び指示の伝達

- (1) 避難の勧告及び指示の伝達は、次の事項を明示して行う。

ア 勧告者又は指示者

イ 予想される災害危険及び避難を要する理由

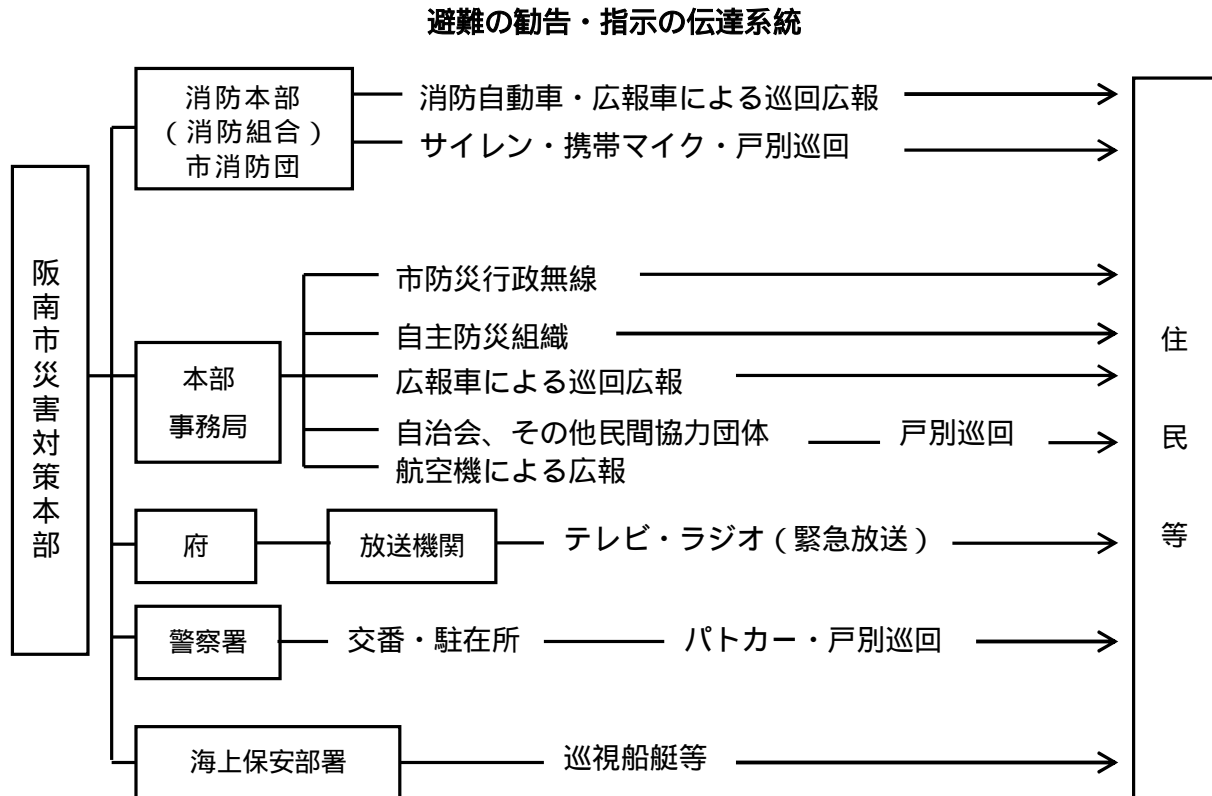
ウ 避難対象地域

エ 避難の時期、誘導者(リーダー)

避難の誘導は、避難誘導・調査班、警察官、消防職員、消防団員が行うが、自治会等にも協力を要請する。

- オ 避難所、避難先
- カ 避難経路
- キ 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等

(2) 避難の指示・勧告の伝達については、次の伝達系統により行う。



なお、放送局による伝達については、「災害対策基本法第 57 条」に基づき、NHK・民間放送局に対して勧告・指示等の放送を要請する場合は、やむを得ない場合を除き、大阪府を通じて放送の協力を要請する。

避難の勧告・指示の周知にあたっては、災害時要援護者に配慮することとし、FAX、訪問などにより連絡体制を整えておく。

## 6 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。

- (1) 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行う。
- (2) 大雨、台風期には、災害に備えて家屋を補強し、浸水が予想される場合は、家財を 2 階に移動させる。
- (3) 避難者は、2 食程度の食料、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。
- (4) 避難者は、できるだけ氏名票（住所・氏名・年齢・血液型等）を携帯する。
- (5) 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。

- (6) 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
- (7) 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に整備しておく。
- (8) その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。
- (9) 災害時要援護者の避難準備には、十分な配慮を行う。

## 第2 避難者の誘導

### 1 避難誘導の方法

#### (1) 避難対象地域

緊急度の高い地域から順に避難誘導を行う。

#### (2) 避難対象者

通常の場合、次の順序によるが、誘導に当たっては自治会単位又は避難行動に適した規模での集団避難を心掛ける。

ア 高齢者、乳幼児、傷病者等の災害時要援護者及び婦女子

イ 防災活動従事者以外の者

ウ 防災活動従事者

#### (3) 避難誘導者

避難の誘導は、避難誘導・調査班、消防職員、消防団員が警察官と連携して行い、各地区ごとに責任者及び誘導員を定めておき、極力、避難の安全と統制を図る。

なお、誘導に当たっては、市赤十字奉仕団、自治会等とも連絡をとり、協力を求める。

#### (4) 避難誘導先

避難対象地区ごとに、安全で適切な施設を指定し、速やかに市民に周知広報するとともに、避難誘導を行う。

ア 避難所が開設されている場合は、近隣の避難所へ

イ 避難所が開設されていない場合は、事前に指定されている近隣の避難場所へ

ウ その他状況に応じて、安全な場所へ

#### (5) 実施時の留意点

ア 避難誘導のため消防職団員、警察官等を配置する。

イ 夜間においては、照明具携帯の誘導員を配置する。

ウ 最悪の場合は、誘導ロープにより安全を図る。

エ 避難先が遠い場合等には、車両により移送を行う。

#### (6) 避難経路

ア 最も安全な避難経路を指示する。

イ 避難経路途中で危険な箇所があるときは、明確に指示を避難者に伝達しておく。

ウ 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。

エ 緊急時の混乱を避けるためできる限り車両用、徒歩用に区分して選定する。

オ 道路上の障害物件を除去する。

#### (7) 避難者の移送

避難者の移送及び輸送は、避難者が個々に行うことを原則とするが、避難者が自力で立退き不可能な場合は、車両、舟艇により行う。

災害が広範囲で大規模な立退き移送を要し、市では対応不可能なときは府に協力を要請する。

**(8) 避難者への説明**

避難誘導の際、避難者に避難指示の内容、理由等を説明する。

**(9) 報告、記録**

避難誘導の状況を災害対策本部に報告するとともに簡潔に記録する。

### 第3 警戒区域の設定

地震災害が発生し又は二次災害が発生しようとしている場合において、人命又は身体を保護するために、警戒区域を設定し、一般の立ち入り禁止、退去を命ずることができる。

また、警戒区域の設定については、警察署、消防組合等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合には縄を張るなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように措置する。

表 警戒区域の設定権限

実施責任者	災害の種類	根拠法
市長	災害全般	災害対策基本法第63条第1項
知事	災害全般	災害対策基本法第73条
消防吏員	火災	消防法第28条第1項
消防団員	ガス、火薬等の漏洩	消防法第23条の2、第36条
水防団長、水防団員 消防機関に属する者	水災	水防法第14条第1項
警察官	災害全般	災害対策基本法第63条第2項 消防法第28条第2項 水防法第14条第2項
警察署長	火災	消防法第23条の2第2項
海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条第2項
自衛隊員	災害派遣時 災害全般	災害対策基本法第63条第3項

### 第4 各種施設等の避難対策

#### (1) 学校施設

##### ア 実施担当

(ア) 学校長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じて教職員に適切な緊急避難の指示を行う。

(イ) 教職員は、学校長の指示を的確に把握して、校舎配置別又は学生別等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って、迅速かつ確実に校内又は校外の安全な避難場所に誘導する。

##### イ 避難指示の周知、連絡

(ア) 学校長は、職員及び児童生徒に対する避難の指示をサイレン又は拡声器等により行い、その旨周知の徹底を図る。

(イ) 学校長は、児童及び生徒に対する避難の指示を発したときは、直ちに市教育委員会にその旨連絡する。

##### ウ 移送方法

(ア) 教職員は引率責任者として、児童及び生徒を町又は字別に班編成し、次の事項

に留意して安全かつ能率的に移送する。

- (f) 危険な橋、堤防その他新たに災害の発生するおそれのある場所を極力避け、安全な道路を選定する。
- (g) 引率責任者は、メガホン又は携帯マイクを所持する。
- (h) 感電、水没等の事故防止に努める。
- (i) 浸水地域等の移送には、ロープ等を利用する。

## (2) 幼稚園・保育所(園)施設

幼稚園長及び保育所(園)長は、上記(1)「学校施設」に準じて避難対策を実施する。

ただし、保育所(園)では、避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、関係機関と十分連絡を密にして消防、警察機関の協力のもとに移送を行うか、又は施設内で保護者に園児を引き渡すものとする。

## (3) 病院施設

### ア 実施担当

病院長又は病院の管理者(以下「院長等」という。)は、被害を最小限にとどめるため、医師、看護師その他の職員が引率して本館内の安全な場所又は避難所、病院の空き地、その他安全な場所に誘導する。

### イ 避難指示の周知

病院のマイク放送等により周知させる。

### ウ 移送方法

- (a) 入院患者を院外の安全な場所に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員の協力を得て患者の移送を行う。
- (b) 院外への患者の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市本部等の車両の応援を得て移送を行う。
- (c) 院長等は、秩序正しく迅速に安全な場所へ誘導をするため避難経路を指定し、患者を院外の安全な場所まで移送する。
- (d) 避難誘導を行った場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

## (4) 公共ホール、事業所等

### ア 実施担当

公共ホール、事業所等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者(以下「管理者」という。)は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常口、非常階段等の避難施設を利用して施設内又は施設外の安全な場所に誘導する。

### イ 移送方法

災害の状況により出入者、勤務者等の移送について自力をもって行うことが不可能な場合には、市等の車両の応援を得て移送を行う。

### ウ 避難場所等の確保

災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ決めておくとともに、避難に必要な非常出入口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

**(5) 駅等**

**ア 実施担当**

- (ア) 駅長又は旅客輸送機関の管理者（以下「駅長等」という。）は、災害時において輸送中の交通機関の利用者に対して、運行の停止等により避難措置の必要が生じた場合には、駅施設内等の安全な場所に誘導する。
- (イ) 駅長等は、駅施設内等に安全な避難場所がない場合には、直ちに駅以外の安全な避難場所に誘導する。その際、可能な限り本部長、警察署長に連絡し、安全な避難経路、避難場所を確認して誘導する。

**イ 移送方法**

災害の状況により乗客の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市、警察署等の車両の応援を得て移送を行う。

**(6) 社会福祉施設**

**ア 実施担当**

社会福祉施設の長は、消防法の規定により作成が義務付けられている消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう各施設ごとにあらかじめ避難計画を作成しておき、これに基づいて迅速かつ適切に実施する。

**イ 移送方法**

避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、関係機関と十分連絡を密にして消防、警察機関の協力のもとに移送を行う。

**(7) 土砂災害危険箇所**

**ア 実施担当**

- (ア) 土砂災害等の危険区域で災害のおそれがあると判断される場合には、関係区域の市民に対し、立退き又はその準備を行うよう指示する。
- (イ) 消防職員及び消防団員は、主として避難誘導及び救助を行う。

**イ 対象地域**

- (ア) 土石流危険渓流
- (イ) 土石流危険渓流に準じる渓流
- (ウ) 急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域
- (エ) その他土砂災害の危険があるところ

**ウ 警戒避難の基準**

過去の災害例等から、停電、機器の故障等最悪条件下においても次に掲げる場合には、市民が自発的に警戒避難を行うよう指導する。

- (ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- (イ) 渓流の流水が急激に濁り出した場合や、流木等が混じりはじめた場合
- (ウ) 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため。）
- (エ) 渓流付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合や、その兆候が出はじめた場合



工 急傾斜地崩壊危険区域の避難所

急傾斜地崩壊危険区域内の居住者の避難所は次のとおりである。

表 急傾斜地崩壊危険区域内の居住者の避難先

区域名	所在地	指定年月日等	避難所
飯ノ峯	箱作	平成5年3月31日	貝掛中学校

オ 斜面判定士の活用

土砂災害危険箇所については、市は、災害の範囲が著しく拡大し、行政では対処できないと判断したときは、大阪府に対し、斜面判定士の派遣を要請し、大阪府は市の要請に基づきNPO法人大阪府砂防ボランティア協会に対し、斜面判定士の派遣を要請する。斜面判定士は要請を請け、二次災害防止のために、土砂災害危険個所の点検巡視を行う。

## 第8節 二次災害の防止

市は、府等関係機関と連携し、余震又は大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

### 第1 公共土木施設等（橋梁など道路施設、河川、水路、ため池等農業用施設、急傾斜地崩壊箇所など）

市は、府等関係機関と連携し、二次災害を防止するため、公共土木施設や危険箇所の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を講じる。

#### 1 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

市は、災害の範囲が著しく拡大し、行政では対処できないと判断した時は、大阪府に対し、斜面判定士の派遣を要請し、大阪府は市の要請に基づき、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会に対し、斜面判定士の派遣を要請する。斜面判定士は要請を請け、二次災害防止のために、土砂災害危険箇所の点検・巡視を行う。

#### 2 避難及び立入制限

市及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

### 第2 被災建築物の応急危険度判定の実施

市は、二次災害防止のため、概括的被害情報等に基づき、被災建築物の応急危険度判定を地震発生直後に実施する。

#### 1 公共建築物

市及び施設管理者は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

#### 2 民間建築物

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

府は、市町村の派遣要請に基づき、事前に登録された応急危険度判定士に対して出動を要請するとともに、必要に応じて、他府県に応急危険度判定士の派遣を要請する。

市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

### 第3 大規模災害

市街地において地震の二次災害である大規模な火災が発生した場合には、府、市、府警察及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ迅速かつ的確に消火活動を実施するものとする。

#### 1 火災警報

市長は、消防法に基づき、火災の予防上危険であると認めた場合、火災警報を発する。  
(消防法第22条)

##### (1) 火災気象通報

大阪管区气象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

ア 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地頂上部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合には通報をとりやめる場合がある。

##### (2) 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたときは、必要により火災警報を発令する。  
火災警報の発令基準は、市において定める。

##### (3) 火の使用制限

警報が発令された区域内にある者は、警報が解除されるまで、市条例で定める火の使用の制限に従う。

##### (4) 市民等への周知

市は、地域防災計画に基づき、市民に対して、予警報のみならず予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

周知には、市防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、自主防衛組織等の市民組織と連携して徹底を図る。

## 2 市街地火災

### (1) 市

#### ア 災害発生状況の把握及び消火活動

市は、高所見張り、ヘリコプター等を通じて火災状況の早期発見に努め、関係機関への情報伝達に努める。

#### イ 消火活動

初動体制を確立し、火災態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃烧状況等を勘察し、消火活動を実施する。また、延焼動態から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定等、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

#### ウ 相互応援

(ア) 市は、市単独では十分に消火活動が実施できない場合は、府、他の市町等に応援を要請する。

(イ) 被災地以外の市町は、被災市町から要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。

(ウ) 市は、火災の状況、地理、水利の情報を応援市町に対して提供する。

### (2) 自主防衛組織等

地域住民による自主防衛組織及び自衛防衛組織は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火活動を実施する。また、消防組合、警察署等防災関係機関との連携に努める。

## 第4 危険物等災害応急対策

市及び防災関係機関は、地震発生後、火災その他の災害による危険物等の被害を最小限に止め、周辺住民に対する危害防止を図るため、それぞれの応急対策計画により迅速に応急活動を行う。

### 1 危険物災害応急対策

#### (1) 市

危険物災害の拡大を防止するため、施設の管理者と密接な連絡をとり、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

#### (2) 消防組合

地震発生後、危険物の漏洩、火災・爆発等の災害が発生した場合、又は危険物施設が被災するおそれのある場合は、施設等の関係者及び泉南警察署等の防災関係機関と連携し、災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

#### (3) 泉南警察署

上述したような事態が生じた場合、施設の関係者、消防機関等の防災関係機関と連

携して、死傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

## 2 高圧ガス災害応急対策

### (1) 市

高圧ガス災害の拡大を防止するため、施設の管理者と密接な連絡をとり、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

### (2) 消防組合

地震発生後、高圧ガスの漏洩、火災・爆発等の災害が発生した場合、又は高圧ガス施設が被災するおそれのある場合は、施設等の関係者及び泉南警察署等の防災関係機関と連携し、災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

### (3) 泉南警察署

上述したような事態が生じた場合、施設の関係者、消防機関等の防災関係機関と連携して、死傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

### (4) 大阪府及び近畿経済産業局

防災関係機関と密接な連絡をとり、施設の使用停止、高圧ガスの移動停止等の緊急措置を講じる。

## 3 火薬類災害応急対策

### (1) 市

火薬類災害の拡大を防止するため、施設の管理者と密接な連絡をとり、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

### (2) 消防組合

地震発生後、火薬類の爆発等の災害が発生した場合、又は火薬貯蔵施設が被災するおそれのある場合は、施設等の関係者及び泉南警察署等の防災関係機関と連携し、災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

### (3) 泉南警察署

上述したような事態が生じた場合、施設の関係者、消防機関等の防災関係機関と連携して、死傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

### (4) 大阪府及び近畿経済産業局

防災関係機関と密接な連絡をとり、火薬の運搬停止等の緊急措置を講じる。

## 4 毒物、劇物災害応急対策

### (1) 市

毒物・劇物災害の拡大を防止するため、施設の管理者と密接な連絡をとり、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

(2) 消防組合

地震発生後、毒物・劇物の漏洩等の災害が発生した場合、又は毒物・劇物貯蔵施設が被災するおそれのある場合は、施設等の関係者及び泉南警察署等の防災関係機関と連携し、災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

(3) 泉南警察署

上述したような事態が生じた場合、施設の関係者、消防機関等の防災関係機関と連携して、死傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(4) 大阪府

毒物・劇物施設が被災して毒物・劇物が飛散・漏洩したり、地下に浸透して保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講じるよう指示する。さらに危険区域を指定し、警察署、消防組合等の防災関係機関と連携して、交通規制、広報等の必要な措置をとる。

## 5 放射性同位元素に係る応急対策

地震発生後、放射性同位元素に係る災害が発生した場合は、防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者は、相互に協力して次の措置を講ずる。

- (1) 関係機関への情報連絡及び広報
- (2) 放射線の測定
- (3) 放射線により被曝した者等の救出・救護
- (4) 市民等の避難
- (5) 立入制限
- (6) 交通規制
- (7) その他災害の状況に応じた必要な措置

## 第5 高層建築物災害応急対策

地震発生後の高層建築物等の災害に対処するため、市消防機関等関係機関は、それぞれの態様に応じた警防計画の整備を図るとともに、次の各種対策を実施する。

### 1 消防体制の確立

地震発生後の高層建築物等に係る災害が発生した場合は、おおむね次のような消防活動体制を確立する。

- (1) 出動基準の決定
- (2) 指揮本部の設定
- (3) 危険度の判定
- (4) 関係機関との通報・連携体制の確立

### 2 消防活動

消防活動は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、各々必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

#### (1) ガス漏れ事故

##### ア 現場到着時の措置

消防隊は、情報収集に努めるとともに、ガス漏れ事故の発生個所及び拡散範囲を推定し、直ちに、火災警戒区域を設定し、必要な措置を行う。

##### イ ガス漏れ発生個所への進入

消防隊のガス漏れ発生個所への進入にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) ガス検知機等による検知が、爆発下限界の30%に達した地点を進入限界区域とする。
- (イ) 防火衣を着装し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。
- (ウ) 爆発に伴う爆風圧、飛散物等による被害を防止するため、窓、出入り口の開口部、無筋のパネル及びブロック壁の付近を避け、柱部又は鉄筋コンクリート壁等を体の遮蔽に利用するとともに、できる限り低姿勢で進入する。
- (エ) 火花を発生する機器の使用及びスイッチの操作により、火花を発生する機器等のスイッチ操作を厳禁する。なお、カッターを用いて破壊活動を行う場合は、切断面に対し、注水活動を併用する。

##### ウ ガスの供給遮断（消防法施行令第21条の2第1項に定めるガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない対象物）

ガスの供給遮断は大阪ガス株式会社が行うものとする。

ただし、消防隊が大阪ガス株式会社に先行して災害現場に到着し、大阪ガス株式会社の到着が相当遅れることが予想され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急でやむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断

することができるものとする。

なお、消防隊が、ガスの供給を遮断したときは、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

エ ガスの供給再開

遮断後のガスの供給再開は、現場最高指導者に連絡の上、大阪ガス株式会社が行うものとする。

(2) 火災等

ア 人命救助

人命救助は、最優先で行うものとするが、特に次の事項に留意する。

- (ア) 救助活動体制の早期確立と実施時期
- (イ) 活動時における出動小隊の任務分担
- (ウ) 活動時における情報収集、連絡及び資機材の活用

イ 消火

消火活動については、特に次の事項に留意する。

- (ア) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (イ) 活動時における出動小隊の任務分担
- (ウ) 浸水、水損防止対策
- (エ) 排煙、進入時等における資機材対策

3 交通規制

救出救護活動及び復旧作業の迅速円滑を図るために、必要な交通規制を実施する。

4 その他

市その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視等所要の措置をとる。



## 第9節 交通の安全確保

鉄道、道路、港湾施設等の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるものとする。

### 第1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに被害状況を調査し、被害が生じた場合には、その状況を市及び関係機関に報告する。

### 第2 各施設管理者における対応

#### 1 道路施設（市、大阪府、近畿地方整備局、西日本高速道路㈱）

- (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

#### 2 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

- (1) 各社であらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限、若しくは速度制限を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。

#### 3 港湾施設

- (1) 港湾施設に被害が生じたときは、供用の一時停止等の措置を講じる。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防署、警察署、海上保安署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な案内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。